

平成 23 年度
千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
公認会計士 岡田 三夫

目 次

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
第2 教育委員会制度	3
第3 千葉県教育委員会の概要.....	10
第4 各課の主要事業（平成22年度）と監査要点の概要.....	30
第2章 教育委員会の各課に共通する事項	43
第1 予算制度	43
第2 人件費.....	56
第3 ファシリティ・マネジメント	74
第3章 各課の監査(本庁)	87
第1 教育総務課	87
第2 教育政策課	104
第3 財務施設課（一般会計）	115
第4 財務施設課（特別会計）	149
第5 県立学校改革推進課.....	155
第6 福利課.....	163
第7 生涯学習課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）	183
第8 指導課（一般会計、補助金を含む。）	198
第9 特別支援教育課（一般会計）	222
第10 教職員課（一般会計）	232
第11 学校安全保健課（一般会計）	246
第12 文化財課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）	254
第13 体育課（補助金）	269
第14 体育課（特別会計）	276
第4章 かい執行機関の監査（教育機関、教育事務所等）	280
第1 かい執行機関の監査の概要.....	280

第2	葛南教育事務所	283
第3	南房総教育事務所	287
第4	千葉県総合教育センター	291
第5	千葉中学校	298
第6	千葉高等学校	306
第7	千葉工業高等学校	317
第8	幕張総合高等学校	331
第9	薬園台高等学校	338
第10	市川工業高等学校	344
第11	柏中央高等学校	354
第12	佐倉高等学校	359
第13	佐原高等学校	366
第14	成東高等学校	373
第15	千葉聾学校	378
第16	つくし特別支援学校	383

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

千葉県は高齢者人口の増加率は、平成17年度と平成27年度を比較すると都道府県の中で第2位となっている。県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方、歳出面においては高齢化に伴う社会保障費の増加など、義務的経費の増加が続いており、今後も厳しい財政運営が強いられる。

少子高齢化の人口推移のなかで、教育現場においては平成27年度頃に教育委員会関係職員の退職手当がピークを迎えることが予測されている。

このような中で、千葉県は「みんなで取り組む『教育立県ちば』プランー千葉県教育振興基本計画ー」（平成22年3月策定）を公表した。この計画は、10年後の千葉県の教育の姿を展望して、それを実現するための目標と施策の方向性や、今後5年間に実施する重点的・計画的な取り組みを示している。

また、この計画を推進するに当たって、福祉や雇用、防災、環境、産業など、幅広い分野との連携が必要になるため、教育委員会のみならず、オール県庁で部局横断的・総合的に取り組むものとしている。

以上のような状況を踏まえ、既存事業の経済性、効率性及び有効性の観点からの見直し、歳入歳出事務の法規性、経済性等の観点からの確認などを行うことにより、「教育立県ちば」の実現を包括外部監査の観点からサポートすることも千葉県民のニーズに合致すると考えた。

4 外部監査の対象期間

平成22年度

ただし、必要に応じて他の年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

6 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士	品田 和之	公認会計士	布施 伸枝
公認会計士	宗和 暢之	公認会計士	下田 隆子
公認会計士	田中 一弘	公認会計士	神岡 和雄
公認会計士	嶋田 有吾	会計士補	板垣 宏一郎
公認会計士	守泉 誠		

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

(注) 報告書中にある数値については、端数処理等を行っている関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第2 教育委員会制度

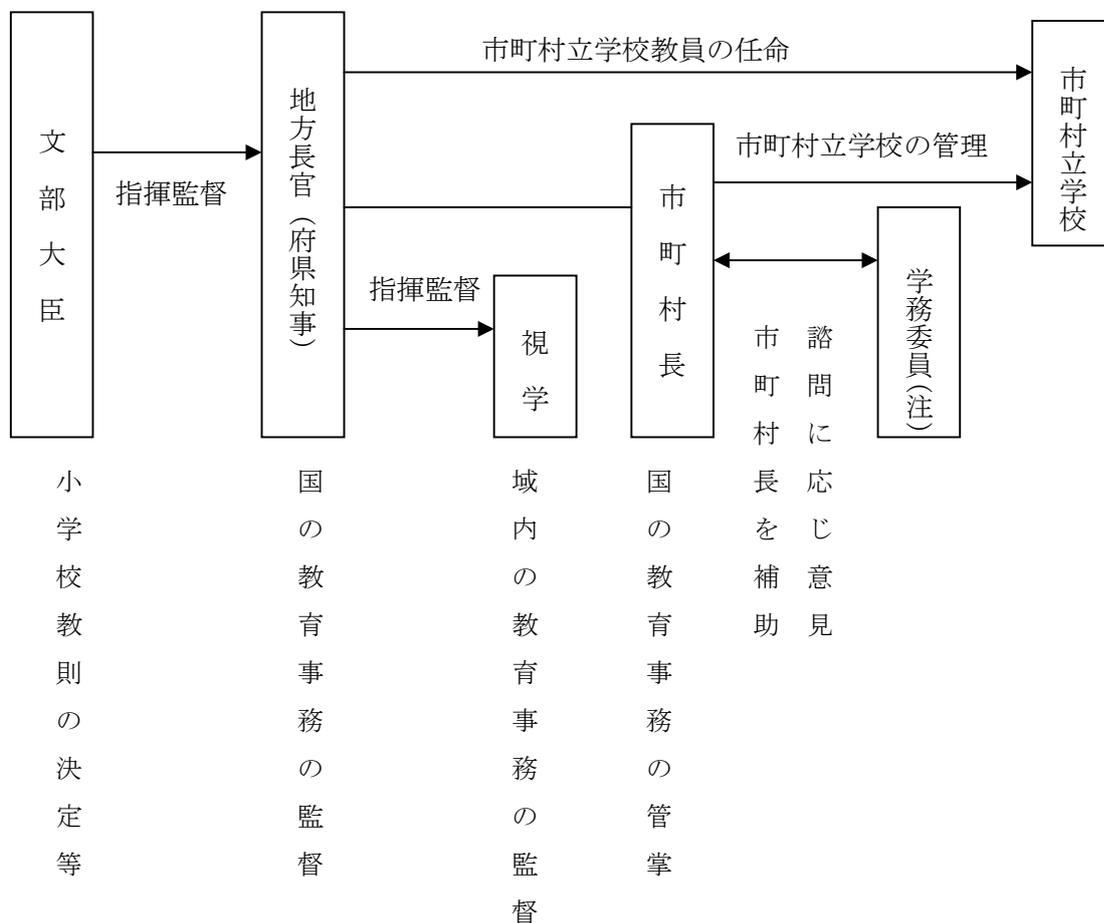
1 教育委員会制度の歴史

(1) 戦前の地方教育行政

戦前の地方教育行政は、内務行政の一部として行われていたため、内務大臣に直属する府県知事（官選）が地方教育行政官庁として位置づけられ、市町村では、市町村長が、文部大臣及び府県知事を受けて教育行政を行っていた。¹

このため、教育に関する事務は専ら国の事務とされ、教員の身分についても官吏として、その任命は、地方長官としての府県知事が行うとされていた。

図表番号 1-2-1 戦前の地方教育行政制度



(出所) 中央教育審議会・教育制度文科会・地方教育行政部会（第3回）資料2（平成16年5月10日）による。

(注) 明治12年自由教育令により設置、昭和22年国民学校令廃止とともに廃止。

¹ 文教科学技術課（安田隆子）「教育委員会—その沿革と今後の改革に向けて—」（調査と情報第566号、2007年3月1日）

(2) GHQの政策²

第二次世界大戦の敗戦を契機とし、日本の国政全般は連合国軍最高司令官総司令部（以下、「総司令部」と言う。）の占領の下に置かれることになり、教育文化などを担当する民間情報教育局（以下、「CIE」と言う。）が設置された。

ア 米国教育使節団の勧告

総司令部は、日本の教育改革の基本方針を策定するために、ジョージ・D・ストッダードを団長とする使節団を組織し、日本も総司令部の指示により当該施設団に協力するための日本側教育家委員会を組織した。

使節団は昭和21年来日し、調査報告書を作成・公表した。その後、当該報告書が、CIEによる教育改革政策指導上の指針としての役割を果たすとされている。特に、教育行政面では、従来の国家主義的な中央集権制を批判し、公選制の教育委員会制度に基づく地方分権的システムを勧告している。

イ 教育刷新委員会・教育刷新審議会³

米国教育使節団に協力した日本側教育家委員会を母体として、日本の教育改革につき自主的に検討する合議制機関として、昭和21年内閣に教育刷新委員会（昭和24年、教育刷新審議会と改称）が設置された。

教育刷新委員会は、日本国憲法の規定を受けて、「教育基本法」要綱を採択した。（これを基に教育基本法は昭和22年公布された）

ウ 教育行政制度の改革と教育委員会制度（旧法）の発足

教育刷新委員会は、昭和21年「教育行政に関すること」の建議において、官僚的画一主義と形式主義との是正、教育における公正な民意の尊重、教育の自主性確保と教育行政の地方分権などの観点から、都道府県及び市町村に地域住民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関とし、その委員会が教育総長（府県）・教育長（市町村）を選任し執行の責任者とするとの構想を示した。

当該建議を受け、文部省がCIEとの折衝を経て、教育委員会法案がまとめられ、国会の審議により一部修正されて、昭和23年教育委員会法が公布された。

エ 旧法下の教育委員会の特徴⁴

教育委員会制度は、その導入にあたり、米国使節団報告書が大きな影響を与えたと言われており、アメリカの制度がモデルとなっている。⁵その基本理念は、教育行政における素人統

² 「学制百二十年史」（文部科学省、1992年10月）による。

³ 教育刷新委員会・教育刷新審議会は、昭和21年の教育基本法や学制に関する最初の建議をしてから、昭和26年中央教育審議会についての建議によりその任務を終えるまで、戦後日本の教育改革のほとんどの審議を行った。

⁴ 文教科学技術課（安田隆子） 前掲注1

⁵ アメリカ型の教育委員会に似た制度は、明治のはじめに既に導入されたことがあるとされている。これは、当時の文部大輔である田中不二麻呂が外国人のダビット・モルレ

制 (layman control) と専門的指導性 (professional leadership) の間の抑制と均衡 (check and balance) によってこそよりよい教育ができるというものであったとされている。

その特徴は、①教育委員公選制、②教育長及び指導主事の免許制、③予算編成権、及び④議案提出権が特に挙げられている。

(3) 現行教育委員会制度の成立

ア 旧法下の教育委員会の問題点

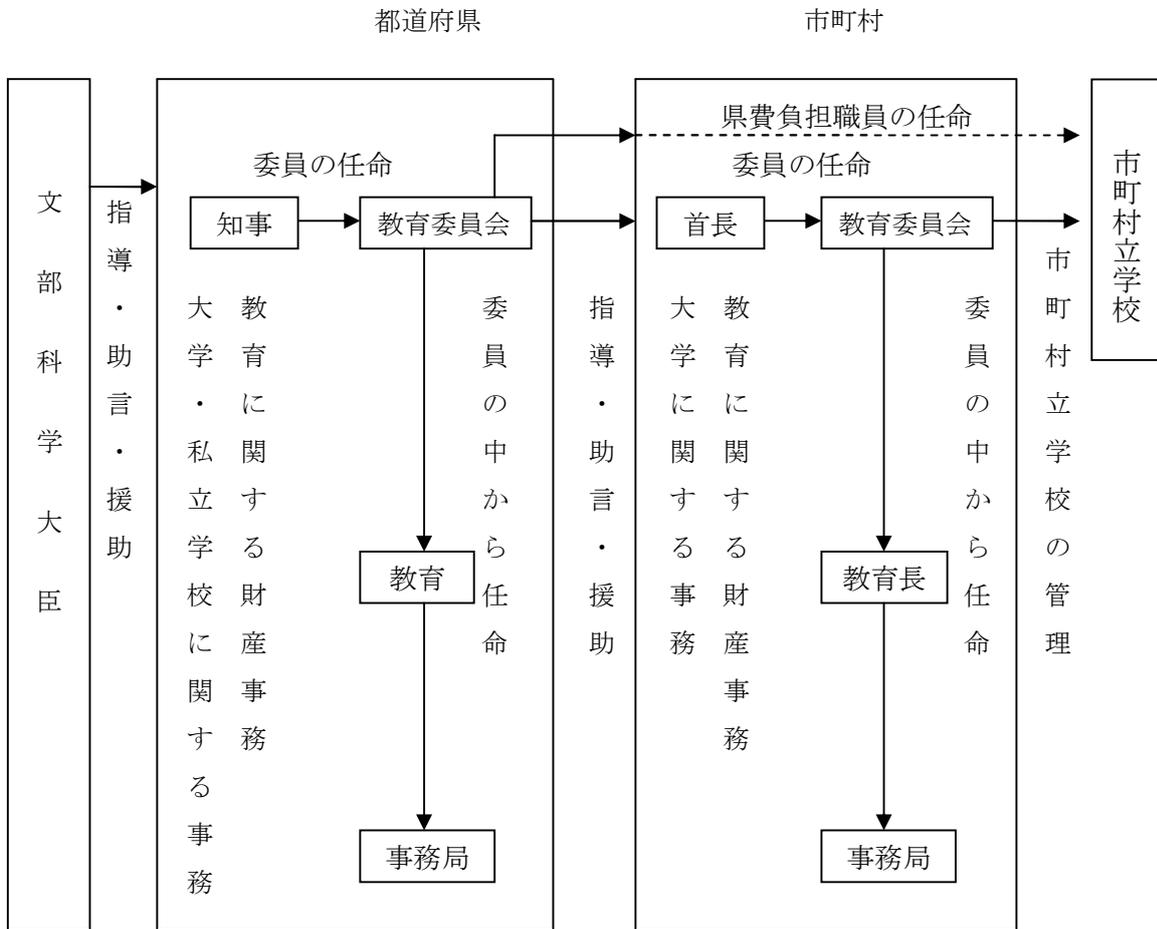
旧法下の教育委員会の問題点として、①小規模市町村にまで教育委員会を設置することの非効率性、②教育委員公選制に伴う現職教員の大量進出と教育委員会内部の混乱、及び③地方公共団体における統一的な予算編成の阻害、の3点が指摘されていた。

イ 現行の教育委員会制度の成立

文部省は、①教育の政治的中立と教育行政の安定確保、②教育行政と一般行政の調和、及び③教育行政における国、都道府県、市町村の連携ないし確保、を目的として、昭和31年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地方教育行政法」と言う。)案を国会に上程した。これは教育委員会の権限縮小と文部省の権限拡大であるとし、当時、教職員団体、学会等から強い反対が表明され、国会においても激しい論戦が交わされたが原案どおり可決され、同年6月公布され、10月1日から施行された。これにより教育委員会法は廃止され、地方教育行政法に基づく制度が現行の教育委員会制度の基礎となっている。

一とともに作った明治12年の自由教育令による学務委員制度である。ところが、明治18年内閣制度が確立し、学校教育が整備され、国家のための人材育成という戦前の学校教育が形成され、これが形骸化・有名無実化していったとされている。(前川喜平「わが国における教育委員会制度の変遷と課題」(法律文化 vol.261、2006年1月))

図表番号 1-2-2 現行の地方教育行政制度



(出所) 中央教育審議会・教育制度文科会・地方教育行政部会 (第3回) 資料2 (平成16年5月10日) による。

2 教育委員会制度の仕組み

(1) 教育委員会の法的根拠

教育委員会は、地方自治法第 180 条の 5 に示される執行機関⁶ である。地方教育行政法の定めに従い、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する事務を行う（地方自治法第 180 条の 8）合議制の行政委員会（注）である。

このため、教育委員会の各種制度は地方教育行政法に定められている。

地方自治法第 180 条の 8

教育委員会は、**別に法律の定めるところ**により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

(注) 地方公共団体の行政委員会は、① 1 機関（首長）への権力の集中を排除し、行政運営の公平妥当を期すること、②各機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保すること（教育委員会は、政治的中立性を確保するため）、及び③住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保すること、を理念とし、①数人の構成員からなる合議制の機関、②委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障、③権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行、及び④規則制定権を有する、という特徴を有する。

その一方で、地方公共団体の一体的な行政を確保する（地方自治法第 138 条の 3）ために、制度的には以下の仕組みを保障している。

- ・ 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、原則として権限を有しない（地方自治法第 180 条の 6）。
- ・ 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、教育委員会が事務局の局部課の新設等について規則を制定
- ・ 変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない（地方自治法第 180 条の 4）。
- ・ 教育委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する（地方自治法第 221 条、第 238 条の 2）。
- ・ 首長と教育委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能である（地方自治法第 180 条の 2、第 180 条の 3、第 180 条の 7）。

⁶ 普通地方公共団体の執行機関とは、「当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」機関である。（地方自治法第 138 条の 2）

(2) 教育委員会の組織体制

ア 設置

都道府県、市（特別区を含む）町村及び教育事務に関する地方公共団体の組合に教育委員会を設置する（地方教育行政法第 2 条）。

都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第 2 3 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

イ 委員

原則 5 人の委員をもって組織される（地方教育行政法第 3 条）が、条例により 6 人以上、又は 3 人以上とする場合もある。

各委員は、当該地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命し（地方教育行政法第 4 条）、任期は 4 年（再任可）の非常勤である（地方教育行政法第 5 条、第 11 条）。

ウ 委員長

委員長は委員の中から選任され、任期は 1 年で（再任可）、会議を主宰し委員会を代表する（地方教育行政法第 12 条）が、委員長自らが独自の行為として事務を処理することは認められていない。

エ 教育長

教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命し（地方教育行政法第 16 条）、教育委員会事務局（名称を教育庁とすることもある）の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（地方教育行政法第 20 条）。

オ 事務局（教育庁）

事務局の内部組織は教育委員会規則で定められ（地方教育行政法第 18 条）、所属職員として、指導主事、事務職員、技術職員等が置かれる（地方教育行政法第 19 条）。

職員定数は当該地方公共団体の条例で定めるが、臨時及び非常勤の職員についてはその限りではない（地方教育行政法第 21 条）。

なお、教育長及び事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、地方教育行政法及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる（地方教育行政法第 22 条）とされている。

カ 教育委員会の権限

地方教育行政法第 23 条により、以下の事項を管理し、執行するとしている。

- ① 教育委員会の所管に属する地方教育行政法第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」と言う。）の設置、管理及び廃止に関すること。

- ② 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」と言う。）の管理に関する
こと。
- ③ 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- ④ 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する
こと。
- ⑤ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- ⑥ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- ⑦ 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- ⑧ 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- ⑨ 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び
福利に関すること。
- ⑩ 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- ⑪ 学校給食に関すること。
- ⑫ 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- ⑬ スポーツに関すること。
- ⑭ 文化財の保護に関すること。
- ⑮ ユネスコ活動に関すること。
- ⑯ 教育に関する法人に関すること。
- ⑰ 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- ⑱ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- ⑲ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に
関すること。

なお、以下のものは、教育に関する事項であっても、当該地方公共団体の長が管理・執行
権限を持つものとされている（地方教育行政法第 24 条）。

- ① 大学に関すること。
- ② 私立学校に関すること。
- ③ 教育財産を取得し、及び処分すること。
- ④ 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(注) 職務権限の特例（地方教育行政法第 24 条の 2）により、条例により、当該地方公共団
体の長が、以下の教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとす
ることができる。

- ① スポーツに関すること。（学校における体育に関するものを除く。）
- ② 文化に関すること。（文化財の保護に関するものを除く。）

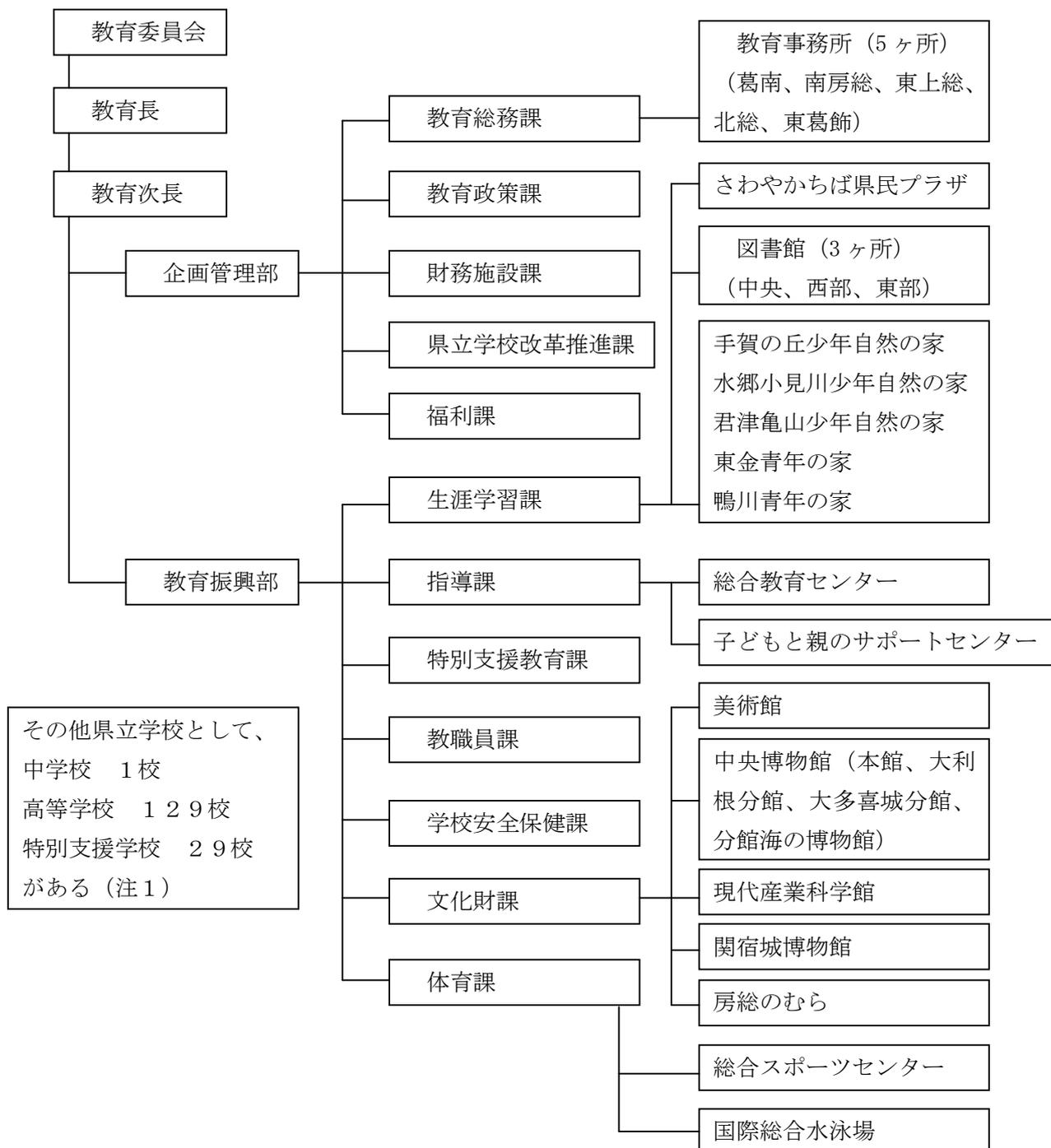
第3 千葉県教育委員会の概要

1 千葉県教育委員会の組織

(1) 組織図

教育委員会の組織は、以下の通りである。

図表番号 1-3-1 教育委員会の組織図（平成 23 年 3 月 31 日現在）



(出所) 「千葉県の教育 (平成 22 年度)」 を基に作成。

(注1) 平成23年4月1日付けで、以下に示すように高等学校のうち8校が4校に統合され、特別支援学校1校が統合されている。

- ・船橋西高校、船橋旭高校は統合して船橋啓明高校となった。
- ・市川西高校、市川北高校は統合して市川昴高校となった。
- ・松戸秋山高校、松戸矢切高校は統合して松戸向陽高校となった。
- ・布佐高校、湖北高校は統合して我孫子東高校となった。
- ・館山聾学校が安房特別支援学校に統合された。

(注2) 他に、教育委員会附属として以下に示す(2)イ参照)の審議会等がある。

(2) 教育委員会の主な業務内容

ア 本庁各課の主な業務内容

教育委員会、教育長、教育次長の下に企画管理部、教育振興部があり、各部の下に以下の各課が設置されている。各課の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-2 教育委員会各課の主な業務内容

部	課	業務の概要	係・付属組織等
企画管理部	教育総務課	教育委員会会議の開催、情報公開、人事・給与の決定、教職員給与費の国庫負担・交付金、法規、公益法人	総務班 委員会室 人事給与室 文書・情報室 葛南教育事務所 東葛飾教育事務所 北総教育事務所 東上総教育事務所 南房総教育事務所
	教育政策課	企画・策定、総合調整、点検・評価の調整、行政改革、教育統計、広報・公聴、行政相談窓口	教育立県推進室 広報室
	財務施設課	教育予算、公立学校施設等の国庫負担・交付金、財務事務指導、県立学校・教育機関の施設整備、教育財産の取得・管理・処分	予算調整室 財務指導室 施設室
	県立学校改革推進課	県立高校(129校)(注)再編計画、県立中学(1校)・高校の設置・廃止、通学区域、市立高校の設置・廃止に関する許認可等	企画調整室 計画推進室
	福利課	公務災害、退職手当、恩給、子ども手当、教職員住宅、福利厚生、共済組合、互助会	経理・貸付班 年金班、給付班、厚生班

部	課	業務の概要	係・付属組織等
教育 振 興 部	生涯学習課	学校・家庭・地域の連携、生涯学習の推進、社会教育の振興、社会教育施設の設置・運営	総務班 学校・家庭・地域連携室 社会教育振興室 さわやかちば県民プラザ 中央図書館 西部図書館 東部図書館 手賀の丘少年自然の家 水郷小見川少年自然の家 君津亀山少年自然の家 東金青年の家 鴨川青年の家
	指導課	教育課程、学習指導、生徒指導、いじめ・不登校対策、教科書、教員研修、入学者決定・入学者選抜、進路指導、人権教育	学力推進室 教育課程室 生徒指導室 人権教育室 総合教育センター 子どもと親のサポートセンター
	特別支援教育課	特別支援教育に係る調査・企画、特別支援学校・特別支援学級等の教育課程・学習指導、就学指導	障害児教育室 支援推進室
	教職員課	学校の学級編制・管理運営・人事、教員採用選考、教員免許	管理室、免許室、人事室、任用室
	学校安全保健課	学校安全、学校保健、学校給食、健康管理、危機管理対応、防災・災害の総合調整	安全室 保健給食室
	文化財課	文化財保護、美術館・博物館の運営・登録・指導等	学芸振興室 文化財保護室 美術館、中央博物館 現代産業科学館 関宿城博物館、房総のむら
	体育課	学校体育、社会体育・国際スポーツ振興等	学校体育室 スポーツ振興室 総合スポーツセンター 国際総合水泳場

(出所) 千葉県ホームページ等から作成。

(注) 平成 23 年 3 月 31 日現在。

イ 審議会等の主な業務内容

審議会等の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-3 審議会等の主な業務内容

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
社会教育委員会 議	昭和 24 年 11 月 8 日	社会教育法第 15 条、千葉県教育委員会行政組織規則第 42 条	定例又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる等、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するための職務を行う。	教育振興部生涯学習課社会教育振興室
図書館協議会	昭和 26 年 2 月 21 日	図書館法第 14 条から第 16 条まで、教育機関設置条例第 5 条	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	県立中央図書館
産業教育審議会	昭和 26 年 8 月 10 日	千葉県産業教育審議会条例	産業教育に関する重要事項について、県教育委員会、若しくは、知事の諮問に応じて調査・審議し、及びこれらの事項に関して、県教育委員会若しくは知事に建議する。	教育振興部指導課教育課程室
公立学校職員健康審査会	昭和 36 年 4 月 1 日	千葉県公立学校職員健康審査会設置条例	教育委員会の諮問に応じ、職員の給与に関する条例第 1 条の 2 第 3 項に規定する学校職員の	教育振興部学校安全保健課保健給食室保健班

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			健康状態について 審査する。	
スポーツ振興審議会	昭和37年4月1日	スポーツ振興法第18条及び千葉県スポーツ振興審議会に関する条例	県民の体育・スポーツの振興に関する計画等について調査審議し、県教育委員会若しくは知事に建議する。	教育振興部体育課スポーツ振興室
総合教育センター協議会	昭和37年5月1日	教育機関組織規則第10条の2	総合教育センターの毎年の事業計画その他の重要事項について審議する。	総合教育センター総務課
教科用図書選定審議会	昭和39年4月1日	千葉県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例	千葉県教科用図書選定審議会は、千葉県の教科用図書の選定に関して、県教育委員会教育長の諮問に応じて調査・審議し、及びこれらの事項に関して、県教育委員会教育長に答申する。	教育振興部指導課教育課程室
文化財保護審議会	昭和51年4月1日	千葉県文化財保護審議会条例	県指定文化財の指定等に際し、教育委員会の諮問を受け、調査・答申する。	教育振興部文化財課文化財保護室
心身障害児就学指導委員会	昭和52年4月1日	千葉県心身障害児就学指導委員会規則	障害のある児童生徒の就学について、その障害の種類、程度等の的確な判断を行うために、教育学、医学、心理学等の専門的知識を有する者の	教育振興部特別支援教育課

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			意見を聴き審議を行う。	
道徳教育振興会議	昭和 62 年 9 月 1 日	千葉県道徳教育振興会議設置要綱	学校と家庭及び地域社会の教育機能, 相互連携のあり方及び県下の道徳教育振興のための諸方策について意見を伺う。	教育振興部指導課教育課程室所管であったが、22 年度で廃止。
公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会	平成 2 年 4 月 1 日	公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱	公立高等学校入学者選抜方法等について協議する。	教育振興部指導課学力推進室
生涯学習審議会	平成 3 年 7 月 22 日	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 10 条 千葉県生涯学習審議会条例	生涯学習の推進に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査・審議する。	教育振興部生涯学習課社会教育振興室
学力向上推進委員会	平成 14 年 5 月 31 日	千葉県学力向上推進委員会設置要綱	教科指導の改善・充実のために教科指導上の問題点を明らかにし、今後の方策を検討する。	教育振興部指導課学力推進室
子どもと親のサポートセンター協議会	平成 14 年 7 月 1 日	教育機関組織規則第 11 条の 4	「不登校」「いじめ」「発達や障害に関すること」「子どもの養育上のこと」など、子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決を目指すとともに、子ども達の心豊かな成長を支援	子どもと親のサポートセンター庶務課

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			すること。	
子ども読書活動推進会議	平成 15 年 6 月 27 日	千葉県子ども読書活動推進会議設置要綱	子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県や市町村の関連施策の情報交換や、県内各地で子どもの読書活動に係る様々な取組を行っている各団体等との連携や協力の方途について研究・協議する。	教育振興部生涯学習課所管であったが、22 年度で廃止。
博物館協議会	平成 18 年 4 月 1 日	教育機関設置条例第 21 条の 2	県立美術館・博物館の運営に関し、各委員の専門的立場から広く意見を聴取し、事業に反映させる。	県立中央博物館庶務課
学校・家庭・地域連携推進協議会	平成 19 年 6 月 1 日	千葉県学校・家庭・地域連絡推進協議会設置要綱	(1) 家庭の教育力に関すること、 (2) 地域の教育力に関すること、 (3) 地域における児童生徒の安心・安全な居場所づくりに関すること、 (4) その他、学校、家庭、地域の連携推進に資するために必要な事業に関すること。	教育振興部生涯学習課所管であったが、22 年度で廃止。
みんなで取り組む千葉教育会議	平成 20 年 1 月 29 日	みんなで取り組む千葉教育会議設置要綱	(1) 教育を核とした新しい地域コミュニティの構築に向けた情報収集や	企画管理部教育政策課教育立県推進室

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			先進事例の紹介に関すること。 （2）家庭教育支援に関すること。 （3）千葉県教育振興基本計画の推進に関すること。	
千葉県の教育を元気にする有識者会議	平成 21 年 9 月 1 日	千葉県の教育を元気にする有識者会議設置要綱	社会状況、経済状況が急激に変化する時代にあつて、家庭、学校、地域、行政が一体となつて千葉県の未来を担う子どもたちを育てていくため、幅広い視点から検討及び協議を行う。	企画管理部教育政策課教育立県推進室
道徳教育推進委員会	平成 22 年 4 月 27 日	千葉県道徳教育推進委員会設置要綱	（1）千葉県道徳教育の重点的な施策の基本方針について （2）千葉県の道徳教育の適切な指導内容について	企画管理部教育政策課教育立県推進室
県立学校改革推進プラン策定懇談会	平成 22 年 5 月 21 日	県立学校改革推進プラン策定懇談会設置要綱	これまでの県立高等学校の再編に係る評価及び魅力ある高等学校づくり検討委員会からの報告を踏まえ、今後の県立学校改革について、より具体的な議論を深める。	企画管理部県立学校改革推進課

（注）名称から「千葉県」を省略している。

（出所）千葉県のホームページ及びヒアリングより作成。

ウ 出先機関の主な業務内容

出先機関の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-4 出先機関の主な業務内容

機関名	名称	住所	業務内容	組織
教育事務所	葛南教育事務所	船橋市浜町 2-5-1	県費負担教職員の給与・旅費、県費負担教職員の定数及び人事の調整、学校の管理運営に係る指導・助言、学校教育・社会教育の指導・助言、教育相談	総務課、管理課、指導室
	東葛飾教育事務所	松戸市小根本7		総務課、管理課、指導室
	北総教育事務所	佐倉市鏑木仲田町 8-1 印旛合同庁舎内		総務課、管理課、指導室、香取分室、海匝分室
	東上総教育事務所	茂原市八千代2-10		総務課、管理課、指導室、山武分室、夷隅分室
	南房総教育事務所	木更津市貝淵3-13-34		総務課、管理課、指導室、安房分室
さわやかちば県民プラザ	柏市柏の葉 4-3-1	県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資する。	管理広報課、事業振興課	
図書館	中央図書館	千葉市中央区市場町 11-1	法令及び千葉県図書館協議会答申等を踏まえ、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応え、県民が等しく図書館サービスを享受し、県民文化の向上に寄与する。	庶務課、資料課、調査課、館内奉仕課、館外奉仕課
	西部図書館	松戸市千駄堀657-7		庶務課、資料課、調査課、協力課
	東部図書館	旭市ハの349		庶務課、資料課、調査課、協力課
少年自然の家・青年の家	手賀の丘少年自然の家	柏市泉1240-1	団体生活を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とする。	(指定管理者) アクティオ株式会社

機関名	名称	住所	業務内容	組織
	水郷小見川少年自然の家	香取市小見川 5249-1		(指定管理者) 小学館プロダクショングループ (代表者: 株式会社小学館集英社プロダクション、構成員: 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社)
	君津亀山少年自然の家	君津市笹字片倉 1661-1		(指定管理者) 千葉自然学校グループ (代表者: 特定非営利活動法人千葉自然学校、構成員: 株式会社東急コミュニティ)
	東金青年の家	東金市松之郷 270		(指定管理者) 株式会社オーエンス
	鴨川青年の家	鴨川市太海 122-1		(指定管理者) 教育振興財団グループ (代表者: 財団法人千葉県教育振興財団、構成員: 鴨川市青少年教育支援の会マンボウ塾)
総合教育センター	幕張庁舎	千葉市美浜区若葉 2-13	教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、県民に対し、教育に関する奉	総務課、研修企画部、カリキュラム開発部
	稲毛庁舎 (特	千葉市稲毛		特別支援教育

機関名	名称	住所	業務内容	組織
	別支援教育部)	区 小 仲 台 5-10-2	仕を行う。	部
子どもと親のサポートセンター		千葉県稲毛区 小 仲 台 5-10-2	子どもたちを取り巻く様々な課題の解決を目指し教育相談及び学校支援等を行う。	庶務課、教育相談部、支援事業部
美術館・博物館	美術館	千葉市中央区 中央 港 1-10-1	千葉ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継承するとともに、「みる、かたる、つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信する。さらにこの美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援する。	庶務課、普及課、学芸課
	中央博物館(本館)	千葉市中央区 青 葉 町 955-2	県民の自然と歴史に関する知的需要にこたえ、その生涯学習に貢献するとともに、科学の進歩に寄与すること、さらに県立博物館全体のセンター機能を果たすために設置。特に房総の自然や歴史をさまざまな角度から展示。	庶務部、自然誌・歴史研究部、生態・環境研究部
	(大利根分館)	香取市佐原 ハ 4500	利根川の自然と歴史、千葉県の農業をテーマに展示。	
	(大多喜城分館)	夷隅郡大多喜町大多喜 481	房総を中心とした中世から近世にかけての城郭や武器・武具などを展示。	
	(分館海の博物館)	勝浦市吉尾 123	「房総の海の自然」をテーマとした自然誌博物	

機関名	名称	住所	業務内容	組織
			館。	
	現代産業科学館	市川市鬼高1-1-3	産業に応用された科学技術について体験を通して学ぶことができる施設。	庶務課、普及課、学芸課
	関宿城博物館	野田市関宿三軒家143-4	「河川とそれにかかわる産業」をテーマに河川改修や水運の歴史を紹介しながら、流域の人々と川との関わりについての資料を展示。また、関宿城や関宿藩の歴史についても併せて展示。	庶務課、学芸課
	房総のむら	印旛郡栄町龍角寺1028	房総の伝統的生活様式や技術を直接体験して学ぶ体験型博物館。	(指定管理者) (財)千葉県教育振興財団
総合スポーツセンター		千葉市稲毛区天台町323番地	陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、体育館、武道館、サッカー・ラグビー場、弓道場、宿泊研修施設を擁する総合運動施設。	(指定管理者) 千葉県体育協会・まちづくり公社グループ (代表者：(財)千葉県まちづくり公社、構成員：(財)千葉県体育協会)
国際総合水泳場		習志野市茜浜2-3-3	国際規格の水泳用プールを持つ施設。	(指定管理者) セントラルスポーツ・オーエンスグループ (代表者：(株)オーエンス、構成員：セントラルスポーツ(株))

(出所) 千葉県のホームページ及びヒアリングより作成。

エ 所管する高等学校・中学校の概要

所管する高等学校・中学校は以下の通りである。

図表番号 1-3-5 所管する高等学校・中学校（平成 22 年度）

項番	校名	住所	備考
1	千葉中学校	千葉市中央区葛城 1-5-2	千葉高校との中高一貫教育
2	千葉高等学校	千葉市中央区葛城 1-5-2	千葉中学との中高一貫教育、全日制
3	千葉女子高等学校	千葉市稲毛区小仲台 5-10-1	全日制
4	千葉東高等学校	千葉市稲毛区轟町 1-18-52	全日制
5	千葉商業高等学校	千葉市中央区松波 2-22-48	全日制、定時制
6	京葉工業高等学校	千葉市稲毛区穴川 4-11-32	全日制
7	千葉工業高等学校	千葉市中央区今井町 1478	全日制、定時制
8	千葉南高等学校	千葉市中央区花輪町 45-3	全日制
9	検見川高等学校	千葉市美浜区真砂 4-17-1	全日制
10	千葉北高等学校	千葉市稲毛区長沼町 153	全日制
11	若松高等学校	千葉市若葉区若松町 429	全日制
12	千城台高等学校	千葉市若葉区千城台西 2-1-1	全日制
13	生浜高等学校	千葉市中央区塩田町 372	全日制、定時制（三部制）
14	磯辺高等学校	千葉市美浜区磯辺 2-7-1	全日制
15	泉高等学校	千葉市若葉区高根町 875-1	全日制
16	幕張総合高等学校 （看護校舎）	千葉市美浜区若葉 3-1-6 （千葉市美浜区若葉 2-10-2）	全日制
17	柏井高等学校	千葉市花見川区柏井町 1452	全日制
18	千葉大宮高等学校	千葉市若葉区大宮町 2699-1	通信制
19	土気高等学校	千葉市緑区あすみが丘東 2-24-1	全日制
20	千葉西高等学校	千葉市美浜区磯辺 3-30-3	全日制
21	犢橋高等学校	千葉市花見川区千種町 381-1	全日制
22	八千代高等学校	八千代市勝田台南 1-1-1	全日制
23	八千代東高等学校	八千代市村上 881-1	全日制
24	八千代西高等学校	八千代市吉橋 2405-1	全日制
25	津田沼高等学校	習志野市秋津 5-9-1	全日制
26	実籾高等学校	習志野市実籾本郷 22-1	全日制
27	船橋高等学校	船橋市東船橋 6-1-1	全日制、定時制
28	薬園台高等学校	船橋市薬円台 5-34-1	全日制
29	船橋東高等学校	船橋市芝山 2-13-1	全日制
30	船橋西高等学校	船橋市旭町 333	全日制。船橋旭高等

項番	校名	住所	備考
			学校と統合し、平成23年度から船橋啓明高等学校となる。
3 1	船橋旭高等学校	船橋市夏見台 5-6-1	全日制。船橋西高等学校と統合し、平成23年度から船橋啓明高等学校となる。
3 2	船橋芝山高等学校	船橋市芝山 7-39-1	全日制
3 3	船橋二和高等学校	船橋市二和西 1-3-1	全日制
3 4	船橋古和釜高等学校	船橋市古和釜町 586	全日制
3 5	船橋法典高等学校	船橋市藤原 4-1-1	全日制
3 6	船橋豊富高等学校	船橋市豊富町 656-8	全日制
3 7	船橋北高等学校	船橋市神保町 133-1	全日制
3 8	鎌ヶ谷高等学校	鎌ヶ谷市東道野辺 1-4-1	全日制
3 9	鎌ヶ谷西高等学校	鎌ヶ谷市初富 284-7	全日制
4 0	市川工業高等学校	市川市平田 3-10-10	全日制、定時制
4 1	国府台高等学校	市川市国府台 2-4-1	全日制
4 2	国分高等学校	市川市稲越町 310	全日制
4 3	行徳高等学校	市川市塩浜 4-1-1	全日制、定時制
4 4	市川東高等学校	市川市北方町 4-2191	全日制
4 5	市川西高等学校	市川市東国分 1-1-1	全日制。市川北高等学校と統合し、平成23年度から市川昴高等学校となる。
4 6	市川北高等学校	市川市大野町 4-2274	全日制。市川西高等学校と統合し、平成23年度から市川昴高等学校となる。
4 7	市川南高等学校	市川市高谷 1509	全日制
4 8	浦安高等学校	浦安市海楽 2-36-2	全日制
4 9	浦安南高等学校	浦安市高洲 9-4-1	全日制
5 0	松戸高等学校	松戸市中和倉 590-1	全日制
5 1	小金高等学校	松戸市新松戸北 2-14-1	全日制
5 2	松戸国際高等学校	松戸市五香西 5-6-1	全日制
5 3	松戸南高等学校	松戸市紙敷 1199	全日制、定時制（三部制）
5 4	松戸六実高等学校	松戸市六高台 5-150-1	全日制

項番	校名	住所	備考
5 5	松戸秋山高等学校	松戸市秋山 682	全日制。松戸矢切高等学校と統合し、平成 23 年度から松戸向陽高等学校となる。
5 6	松戸矢切高等学校	松戸市中矢切 54	全日制。松戸秋山高等学校と統合し、平成 23 年度から松戸向陽高等学校となる。
5 7	松戸馬橋高等学校	松戸市旭町 1-7-1	全日制
5 8	東葛飾高等学校	柏市旭町 3-2-1	全日制、定時制
5 9	柏高等学校	柏市布施 254	全日制
6 0	柏南高等学校	柏市増尾 1705	全日制
6 1	柏陵高等学校	柏市逆井 444-1	全日制
6 2	柏中央高等学校	柏市松ヶ崎 884-1	全日制
6 3	柏の葉高等学校	柏市柏の葉 6-1	全日制
6 4	沼南高等学校	柏市岩井 678-3	全日制
6 5	沼南高柳高等学校	柏市高柳 995	全日制
6 6	流山高等学校	流山市東初石 2-98	全日制
6 7	流山おおたかの森高等学校	流山市大畔 275-5	全日制
6 8	流山南高等学校	流山市流山 9-800-1	全日制
6 9	流山北高等学校	流山市中野久木 7-1	全日制
7 0	野田中央高等学校	野田市谷津 713	全日制
7 1	清水高等学校	野田市清水 482	全日制
7 2	関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376	全日制
7 3	我孫子高等学校	我孫子市若松 18-4	全日制
7 4	布佐高等学校	我孫子市新々田 172	全日制。湖北高等学校と統合し、平成 23 年度から我孫子東高等学校となる。
7 5	湖北高等学校	我孫子市日秀 70	全日制。布佐高等学校と統合し、平成 23 年度から我孫子東高等学校となる。
7 6	白井高等学校	白井市池の上 1-8-1	全日制

項番	校名	住所	備考
77	印旛明誠高等学校	印西市草深 1420-9	全日制
78	成田西陵高等学校	成田市松崎 20	全日制
79	成田国際高等学校	成田市加良部 3-16	全日制
80	成田北高等学校	成田市玉造 5-1	全日制
81	下総高等学校	成田市名古屋 247	全日制
82	富里高等学校	富里市七栄 181-1	全日制
83	佐倉高等学校	佐倉市鍋山町 18	全日制
84	佐倉東高等学校	佐倉市城内町 278	全日制、定時制
85	佐倉西高等学校	佐倉市下志津 263	全日制
86	佐倉南高等学校	佐倉市太田 1956	全日制
87	八街高等学校	八街市八街ろ 145-3	全日制
88	四街道高等学校	四街道市鹿渡 809-2	全日制
89	四街道北高等学校	四街道市栗山 1055-4	全日制
90	佐原高等学校	香取市佐原イ 2685	全日制、定時制
91	佐原白楊高等学校	香取市佐原イ 861	全日制
92	小見川高等学校	香取市小見川 4735-1	全日制
93	多古高等学校	多古町多古 3236	全日制
94	銚子高等学校	銚子市南小川町 943	全日制
95	銚子商業高等学校 (海洋校舎)	銚子市台町 1781 (銚子市長塚町 1-1-12)	全日制、定時制
96	旭農業高等学校	旭市口 1	全日制
97	東総工業高等学校	旭市鎌数字川西 5146	全日制
98	匝瑳高等学校	匝瑳市八日市場イ 1630	全日制、定時制
99	松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546	全日制
100	成東高等学校	山武市成東 3596	全日制
101	東金高等学校	東金市東金 1410	全日制、定時制
102	東金商業高等学校	東金市松之郷字久我台 1641-1	全日制
103	大網高等学校	大網白里町大網 435-1	全日制
104	九十九里高等学校	九十九里町片貝 1910	全日制
105	長生高等学校	茂原市高師 286	全日制、定時制
106	茂原高等学校	茂原市高師 1300	全日制
107	茂原樟陽高等学校	茂原市上林 283	全日制
108	一宮商業高等学校	一宮町一宮 3287	全日制
109	大多喜高等学校	大多喜町大多喜 481	全日制
110	大原高等学校	いすみ市大原 7985	全日制
111	岬高等学校	いすみ市岬町長者 366	全日制

項番	校名	住所	備考
1 1 2	勝浦若潮高等学校	勝浦市新宮 1380	全日制
1 1 3	長狭高等学校	鴨川市横渚 100	全日制、定時制
1 1 4	安房拓心高等学校	南房総市和田町海発 1604	全日制
1 1 5	安房高等学校	館山市八幡 385	全日制
1 1 6	館山総合高等学校 (水産校舎)	館山市北条 106 (館山市長須賀 155)	全日制、定時制
1 1 7	天羽高等学校	富津市数馬 229	全日制
1 1 8	君津商業高等学校	富津市岩瀬 1172	全日制
1 1 9	木更津高等学校	木更津市文京 4-1-1	全日制
1 2 0	木更津東高等学校	木更津市木更津 2-2-45	全日制、定時制
1 2 1	君津高等学校	君津市坂田 454	全日制
1 2 2	上総高等学校	君津市上 957	全日制
1 2 3	君津青葉高等学校	君津市青柳 48	全日制
1 2 4	袖ヶ浦高等学校	袖ヶ浦市神納 530	全日制
1 2 5	市原高等学校	市原市牛久 655	全日制
1 2 6	鶴舞桜が丘高等学校 (グリーンキャンパス)	市原市鶴舞 355 (市原市鶴舞 1159-1)	全日制
1 2 7	京葉高等学校	市原市島野 222	全日制
1 2 8	市原緑高等学校	市原市能満 1531	全日制
1 2 9	姉崎高等学校	市原市姉崎 2632	全日制
1 3 0	市原八幡高等学校	市原市八幡 1877-1	全日制

(出所) 教育委員会資料より作成。

オ 所管する特別支援学校の概要

所管する特別支援学校は以下の通りである。

図表番号 1—3—6 所管する特別支援学校

項番	校名	住所	障害種別	備考
1	千葉盲学校	四街道市大日 468 -1	視覚障害	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
2	千葉聾学校	千葉市緑区鎌取 町 65-1	聴覚障害	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
3	館山聾学校	館山市那古 1672 -7	聴覚障害	学部：幼、小、中 寄宿舎有り 安房特別支援学校と 統合し、平成 23 年度 から安房特別支援学 校館山聾分教室とな る。
4	桜が丘特別支援学校	千葉市若葉区加 曾利町 1538	肢体不自由	学部：小、中、高 寄宿舎有り
5	仁戸名特別支援学校	千葉市中央区仁 戸名町 673	病弱	学部：小、中、高
6	袖ヶ浦特別支援学校	千葉市緑区誉田 町 1-45-1	肢体不自 由、病弱（病 院内）	学部：小、中、高 寄宿舎有り
7	千葉特別支援学校	千葉市花見川区 大日町 1410-2	知的障害	学部：小、中、高
8	八千代特別支援学校	八千代市吉橋 3088-4	知的障害	学部：小、中、高
9	船橋特別支援学校	船橋市上山町 3- 507	肢体不自由	学部：小、中、高
10	市川特別支援学校	市川市原木 1862	知的障害	学部：小、中、高
11	松戸特別支援学校	松戸市栗ヶ沢 784-17	肢体不自由	学部：小、中、高 寄宿舎有り
12	つくし特別支援学校	松戸市金ヶ作 292 -2	知的障害	学部：小、中、高
13	柏特別支援学校 (流山分教室)	柏市十余二 418- 5 (流山市東初石 2	知的障害	学部：小、中、高

項番	校名	住所	障害種別	備考
		－98 流山高校内)		
1 4	特別支援学校流山高等学園 (第二キャンパス)	流山市野々下 2-496-1 (流山市名都借140)	知的障害	学部：高 専門学科
1 5	野田特別支援学校	野田市鶴奉 147-1	知的障害	学部：小、中、高
1 6	我孫子特別支援学校 (清新分校)	我孫子市新木字 大山下 1685 (柏市高柳 995 沼南高柳高校内)	知的障害	学部：小、中、高
1 7	四街道特別支援学校	四街道市鹿渡 934-45	病弱	学部：小、中、高
1 8	印旛特別支援学校	印西市平賀 1160-2	知的障害	学部：小、中、高
1 9	富里特別支援学校	富里市七栄 483-2	知的障害	学部：小、中、高
2 0	香取特別支援学校	神崎町大貫 383-13	知的障害	学部：小、中、高
2 1	銚子特別支援学校	銚子市三崎町 3-94-1	知的障害、 肢体不自由	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
2 2	八日市場特別支援学校	匝瑳市平木 930-1	知的障害	学部：小、中、高
2 3	東金特別支援学校	東金市北之幸谷 502	知的障害	学部：小、中、高 寄宿舎有り
2 4	長生特別支援学校	一宮町東浪見 6767-7	知的障害、 肢体不自由	学部：小、中、高
2 5	夷隅特別支援学校	いすみ市楽町 30-1	知的障害	学部：小、中、高
2 6	安房特別支援学校 (鴨川分教室)	館山市中里 284-1 (鴨川市横渚 500 鴨川小学校内)	知的障害、 病弱 (病院 内)	学部：小、中、高
2 7	君津特別支援学校	君津市北子安 6-14-1	知的障害、 病弱 (病院 内)	学部：小、中、高

項番	校名	住所	障害種別	備考
28	槇の実特別支援学校	袖ヶ浦市蔵波 3108-113	知的障害	学部：小、中、高
29	市原特別支援学校 (つるまい風の丘分校)	市原市能満 1519 -5 (市原市鶴舞 1159-1 鶴舞桜が 丘高校グリーン キャンパス内)	知的障害	学部：小、中、高 専門学科

(出所) 教育委員会資料より作成。

第4 各課の主要事業（平成22年度）と監査要点の概要

1 各課の主要事業（平成22年度）

以下においては、「主要事業概要—千葉県教育委員会」⁷を元に、各課の主要事業をまとめたものである。

【企画管理部】

（1）教育総務課

（主要事業）

- ① 教育委員会のより一層の活性化
 - ・重要な方針や方向性の決定にウエイトを置く教育委員会（会議運営方法の見直し改善、幅広い分野の方々との交流を図り、学校教育等を様々な角度から検証）
 - ・地域の教育的ニーズにこたえる教育委員会（市町村教育委員会とのより一層の連携、学校視察、ミニ集会等への積極的な参加）
 - ・県民により開かれた教育委員会（積極的な広報活動）
- ② 教職員給与事務（教職員人件費の適正な支給）

（2）教育政策課

（主要事業）

- ① 道徳教育推進プロジェクト事業（新規：重点事業）
- ② 学校問題解決支援対策事業（新規：重点事業）
- ③ みんなで取り組む千葉教育会議の開催（重点事業）
- ④ 教育委員会の点検・評価
- ⑤ 中学生・高校生との交流会の開催
- ⑥ 「ちば・ふるさとの学び」テキスト活用の推進（重点事業）
- ⑦ 工業教育におけるベトナムとの相互交流事業（重点事業）
- ⑧ 教育に関する調査・統計の実施、教育便覧の作成
- ⑨ 教育広報活動

（3）財務施設課

（主要事業）

- ① 県立高等学校施設・設備整備（重点事業）
- ② 県立学校管理運営
- ③ 公立小・中学校施設等の整備
- ④ 県立特別支援学校の施設整備（重点事業）

⁷ 千葉県教育委員会のHP記載

(4) 県立学校改革推進課

(主要事業)

- ① 県立高等学校再編事業 (重点事業)

(5) 福利課

(主要事業)

- ① 厚生事業の推進
- ② 公務災害補償及び子ども手当・退職手当・恩給の支給

【教育振興部】

(6) 生涯学習課

(主要事業)

- ① 学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会 (重点事業)
- ② 地域とともに歩む学校づくり推進支援事業 (学校支援地域本部事業) (重点事業)
- ③ 放課後子ども教室推進事業 (重点事業)
- ④ 県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業 (重点事業)
- ⑤ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 推進事業 (重点事業)
- ⑥ 県立学校の開放の推進 (重点事業)
 - ・ 県立学校開放講座
 - ・ 県立学校文化施設及び交流施設等開放事業
 - ・ 県立学校教室等開放事業
- ⑦ 「親力アップいきいき子育て広場」事業 (重点事業)
- ⑧ 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」普及啓発事業 (重点事業)
- ⑨ 企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業 (重点事業)
- ⑩ 市町村家庭教育支援事業 (重点事業)
 - ・ 家庭教育研修講座の開催
 - ・ 家庭教育相談員等ネットワークの構築
- ⑪ キャリア教育への支援 (キャリア教育推進事業、夏休みサイエンススクール) (重点事業)
 - ・ ゆめ・仕事ぴったり体験の推進
 - ・ 千葉県科学・先端技術体験スクール (キャリア教育推進事業、夏休みサイエンススクール)
 - ・ 子ども参観日キャンペーン (キャリア教育推進事業)
 - ・ キャリア教育啓発資料 (キャリア教育推進事業)
- ⑫ 高大連携の促進 (重点事業)
- ⑬ さわやかちば県民プラザ (重点事業)
 - ・ 情報収集・提供事業

- ・学習研修事業
- ⑭ ESCO 事業の実施
- ⑮ 子どもの読書活動推進事業（重点事業）
- ⑯ 県立図書館サービスの充実（重点事業）
- ⑰ メディア教材開発事業
- ⑱ 視聴覚教育指導者研修事業
- ⑲ 社会教育主事講習等研修受講促進事業
- ⑳ 社会教育関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体への助成
 - ・高等学校PTA研究集会、特別支援学校PTA指導者研修会の共催
 - ・日本PTA全国研究大会ちば大会補助
- ㉑ 不登校児童生徒等宿泊研修事業～ハート to ハート・リフレッシュセミナー～（重点事業）
- ㉒ 千葉県不登校児童生徒居場所づくり調査研究事業
- ㉓ 青少年教育施設における自然体験・生活体験活動の推進（重点事業）
- ㉔ 通学合宿推進事業
- ㉕ 人権教育指導研修事業
 - ・社会人権教育指導者の養成
 - ・社会人権教育指導資料の刊行
- ㉖ 人権教育促進事業

（7）指導課

（主要事業）

- ① 学力向上事業（重点事業）
- ② 教職員の研修事業（重点事業）
- ③ 教育奨励賞顕彰
- ④ 高等学校入学者選抜及び県立中学校入学者決定検査の実施
- ⑤ 高校生インターンシップ推進事業
- ⑥ キャリア支援事業
- ⑦ 「総合的な学習の時間」における新たなキャリア教育推進事業
- ⑧ 教員の指導力向上指導資料の作成
- ⑨ チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)
- ⑩ 語学指導等を行う外国青年招致事業（重点事業）
- ⑪ 外国語活動実践研究
- ⑫ 外国人児童生徒等教育の充実
- ⑬ 教育用コンピュータの整備（重点事業）
- ⑭ 教科用図書選定審議会
- ⑮ 小中教育課程研究協議会
- ⑯ 特別非常勤講師配置事業

- ⑰ 理科支援員配置事業（重点事業）
- ⑱ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）（重点事業）
- ⑲ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）（重点事業）
- ⑳ 道徳教育振興推進事業（重点事業）
- ㉑ 道徳教育実践研究事業（重点事業）
- ㉒ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用促進（重点事業）
- ㉓ 子どもと親のサポートセンターの充実
- ㉔ スクールカウンセラー等の配置（重点事業）
- ㉕ 生徒指導・進路指導総合推進事業
- ㉖ 学校人権教育の推進

（８）特別支援教育課

（主要事業）

- ① 千葉県心身障害児就学指導委員会の開催
- ② 特別支援アドバイザー事業（重点事業）
- ③ 特別支援教育社会人ボランティア養成・派遣事業（重点事業）
- ④ 特別支援学校修学旅行安全対策事業
- ⑤ 学校教育における社会人の活用
- ⑥ 医療的ケアの必要な児童生徒等のための支援事業
- ⑦ 教育用コンピュータの整備
- ⑧ 研究校等の指定（研究指定校(教育課程)の指定事業、特別支援教育総合推進事業（文部科学省委託））

（９）教職員課

（主要事業）

- ① 公立学校職員の新しい人事評価制度
- ② 教職員定数の充実
- ③ 少人数教育の推進（重点事業）
- ④ 学校運営体制の見直し
- ⑤ 教員採用候補者選考（重点事業）
- ⑥ 教員免許状の授与と更新制の実施

（１０）学校安全保健課

（主要事業）

- ① ちばっ子安全・安心推進事業（重点事業）
 - ・ちばっ子地域安全マップ作成拠点校の指定
 - ・地域で子どもを見守る活動支援集会の開催
 - ・実践的防災事業推進のための教員・管理職対象研修会の開催

- ・地域との連携を深める防災教育公開授業の推進（小学校1校、中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校）
- ② 学校安全教育推進事業
 - ・学校安全関係の研修・協議会の充実
 - ・学校安全研究校を指定し、学校安全の実践的研究の実施（小学校1校、高等学校1校）
 - ・学校安全教育講師派遣事業の実施（小学校20校、中学校10校、県立学校15校）
- ③ 交通安全教育の充実
 - ・高校生の交通事故防止対策事業の実施
 - ・小・中・高校生用交通安全指導資料の作成・配付
- ④ 日本スポーツ振興センター災害給付事業
- ⑤ 健康管理対策事業
- ⑥ 学校保健指導推進事業
- ⑦ 学校医等の委嘱
- ⑧ いきいきちばっ子食育推進事業
 - ・食に関する指導の充実
 - ・千葉県食材を使った学校給食の充実
 - ・小学生（低・中・高学年）用学習ノート（いきいきちばっ子ノート）の作成・配付
- ⑨ 学校給食指導事業
- ⑩ 学校給食事業
- ⑪ 学校給食設備の充実

（11）文化財課

（主要事業）

- ① 県立博物館情報システムの整備
- ② 県立博物館・美術館活動の充実
- ③ 博物館・美術館の整備
- ④ 文化財調査
- ⑤ 文化財の普及・公開活用
- ⑥ 文化財保存整備事業助成
- ⑦ 史跡等購入事業助成
- ⑧ 文化遺産の中で行う演劇等の開催
- ⑨ 重要遺跡確認調査
- ⑩ 文化財保護指導委員
- ⑪ 市町村文化財担当職員講習会の開催
- ⑫ 埋蔵文化財緊急調査事業助成
- ⑬ 不特定遺跡発掘調査事業助成

- ⑭ 出土文化財の活用事業
- ⑮ 埋蔵文化財緊急調査（試掘）
- ⑯ ふさの国文化財ナビゲーションシステム

（12）体育課

（主要事業）

- ① いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業（体育課分）（重点事業）
- ② 学校体育研究活動の充実
 - ・学校体育研究指定校（館山市立船形小学校、県立成田国際高等学校）
 - ・千葉県学校体育研究大会（市原市）
 - ・全国学校体育研究大会（福岡県福岡市）
- ③ 学校体育指導者の資質の向上（重点事業）
 - ・各種研修会の開催
 - ・授業改善の推進
- ④ 民間指導者の活用
- ⑤ 学校体育の表彰
- ⑥ 運動部活動の促進
- ⑦ 学校体育団体の活動の充実
- ⑧ 学校体育施設の開放（重点事業）
 - ・施設管理担当者の資質の向上
 - ・県立学校体育施設開放校の指定 62 校
- ⑨ 「千葉県体育・スポーツ振興計画」の推進
 - ・子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境の拡大
 - ・県民の健康・活力の向上
 - ・地域のスポーツ環境の整備
 - ・ちばの競技力の育成
 - ・「ゆめ半島千葉国体」・「ゆめ半島千葉大会」の成功
 - ・振興計画に基づく「事業計画」と「取組状況」の報告
- ⑩ 千葉県スポーツ振興審議会
- ⑪ 生涯スポーツ指導者養成・活用事業（重点事業）
 - ・生涯スポーツ指導者養成講習会 年間6 日 参加募集人数60 名
 - ・認定スポーツ指導者研修会
 - ・地域スポーツ指導者研修会
 - ・スポーツ指導者情報提供
- ⑫ 社会体育の表彰
 - ・文部科学大臣表彰候補者等の推薦
 - ・体育功労者等の顕彰
- ⑬ スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ⑭ 千葉県広域スポーツセンター事業（重点事業）
- ⑮ 体力・運動能力調査地域スポーツ推進情報の提供
- ⑯ 生涯スポーツ推進組織の充実
- ⑰ スポーツ振興基金造成・助成
 - ・基金造成目標 20 億円（現在の造成率 59.8%）
 - ・造成計画 平成6 年度～平成22 年度
 - ・助成対象事業（スポーツ団体が行う事業、市町村が行う事業、その他スポーツ振興事業）
- ⑱ 千葉県競技力向上推進本部事業（重点事業）
- ⑲ 国民体育大会選手派遣事業
 - ・第65 回国民体育大会本大会「ゆめ半島千葉国体」（千葉県）
 - ・第66 回国民体育大会関東ブロック大会（群馬県）
 - ・第66 回国民体育大会冬季大会
- ⑳ 国民体育大会千葉県大会
- ㉑ 国際スポーツ交流の振興（重点事業）
 - ・国際スポーツ大会の開催
 - ・国際スポーツ交流事業の推進
- ㉒ 千葉県体育協会事業補助
- ㉓ 体育施設及び地域スポーツセンターの整備・充実
- ㉔ 指定管理者制度導入施設の適正な運営
- ㉕ 総合スポーツセンター駐車場整備事業
- ㉖ 総合スポーツセンター施設整備事業
- ㉗ 国際総合水泳場施設整備事業
- ㉘ 東総運動場施設整備事業
- ㉙ 県民マラソン（仮称）調査

2 各課の監査要点の概要

【企画管理部】

(1) 教育総務課

【監査要点】

- ① 教育委員会費の適正な使用
- ② 広報活動の状況と効果（教育政策課の広報活動との関連）
- ③ 教育事務所の業務の適正運営
- ④ 争訟の分析
- ⑤ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果

(2) 教育政策課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 教職員の休職・退職の現状等を踏まえ、「学校問題解決支援対策事業」を分析し、評価

(3) 財務施設課

【監査要点】

- ① 施設の整備に関する地震対応の状況（計画では、15校17棟に対策をするとされていたが、東日本大震災の状況との関連でどうであったか）（なお、教育施設防災費は当初予算では未計上）
- ② 学校整備の状況を、ファシリティマネジメントの観点から分析、評価
- ③ 工事契約の適正性
- ④ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果
- ⑤ 旅費の適正支出の検証
- ⑥ 各種経費の適正支出
- ⑦ 維持管理経費の適正支出
- ⑧ 特別会計における奨学金事業の概要を把握し、その利用率や不良債権の状況を分析（利用率が少ないこと、他の同様の業務との重複等）

(4) 県立学校改革推進課

【監査要点】

- ① 実施プログラムの評価（統合4組8校、情報に関する学科の設置1校）
- ② 魅力ある高等学校の在り方の調査研究（地域連携アクティブスクールの実践研究 県指定1校、国指定4校）の適正支出（調査研究の内容、委託状況）

(5) 福利課

【監査要点】

- ① 公務災害、退職状況、教職員住宅に関する事項の分析（公務災害や早期退職・病
気退職の状況、教職員住宅の利用状況）
- ② 共済組合、互助会への県費支出（補助金）の適正支出

【教育振興部】

(6) 生涯学習課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

(7) 指導課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ パソコンの適正な資産管理

(8) 特別支援教育課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ パソコンの適正な資産管理
- ④ 文部科学省委託事業の評価

(9) 教職員課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ 教員採用手続きの適正性の検討

(10) 学校安全保健課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 災害対策の状況

(11) 文化財課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

(12) 体育課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

【その他】

(13) その他

【監査要点】

- ① 人件費全体の構成や変化の状況及び今後の負担、削減策等（特殊勤務手当の問題等）

3 各課の主な監査手続

【企画管理部】

(1) 教育総務課

【監査手続】

- ① 教育委員の報酬に関する状況の確認
- ② 緊急雇用対策に関する状況の確認
- ③ 訴訟案件及び審査請求事案の確認
- ④ その他の所掌事務が法令、条例、規則等に基づき適切に執行されていることの確認

(2) 教育政策課

【監査手続】

- ① 各重点事業等の評価の状況について、関連部署の担当者にヒアリングを実施し、関連資料を査閲し確認
- ② 教職員の休職・退職の現状等を踏まえ、「学校問題解決支援対策事業」の状況を確認

(3) 財務施設課

【監査手続】

- ① 施設の整備に関する地震対応の状況を確認した。
- ② 学校整備の状況を、ファシリティマネジメントの観点から分析、評価した。第2章第3参照。
- ③ 工事契約の適正性について関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ④ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果について関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑤ 旅費の適正支出について関係規程の閲覧、担当者へのヒアリング等を実施した。サンプル抽出による確認は、かい執行機関で実施した。第4章参照。
- ⑥ 各種経費の適正支出について、関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑦ 維持管理経費の適正支出について、関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑧ 特別会計における奨学金事業の概要、債権回収マニュアルの整備・運用状況、債権管理システムの状況等を把握し、収入未済額とその回収へ向けての取り組み状況を確認した。

(4) 県立学校改革推進課

【監査手続】

- ① 県立高等学校再編事業の実施プログラムについて、関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、予算の執行状況等を確認した。
- ② 文部科学省からの委託事業について概要を把握し、予算の執行状況等を確認した。
- ③ その他、関連する業務について概要を把握し、業務の執行状況等を確認した。

(5) 福利課

【監査手続】

- ① 福利課の主な事業について、関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により概要を把握する。
- ② 教職員住宅について、入居率、住宅手当との関係、廃止決定職員住宅の維持管理費用の状況などについて、状況を確認した。
- ③ 被服貸与事業について、規程の整備状況、業務の執行状況などについて確認した。
- ④ 公立学校共済組合千葉宿泊所について、事業の採算、今後千葉県に与える影響などについて概要を把握した。
- ⑤ 職員生涯設計推進事業について執行状況の確認を行った。

【教育振興部】

(6) 生涯学習課（補助金のみ）

【監査手続】

- ① 補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価等の状況を確認した。

(7) 指導課

【監査手続】

- ① 重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、予算執行の状況などを確認した。
- ② 契約の適正性の観点から、収入未済などについて状況を確認した。
- ③ PCの有効活用の状況について、教育のIT化の観点などから業務の執行状況を確認した。
- ④ その他、スクールカウンセラーの配置状況などについて、状況を確認した。

(8) 特別支援教育課

【監査手続】

- ① 各重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、事業の執行状況を確認した。
- ② 主な契約に関して概要を把握し、契約事務の執行状況を確認した。
- ③ 資産管理の状況について概要を把握し、管理状況を確認した。
- ④ その他関連する業務について概要を把握し、執行状況等を確認した。

(9) 教職員課

【監査手続】

- ① 各重点事業の概要を関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により把握し、事後評価の状況等を確認した。
- ② 主な契約について、契約事務の執行状況、効果の検証状況などを確認した。
- ③ 教員採用手続き、人事評価の状況、非常勤職員の配置状況などについて、関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により概要を把握し、状況を確認した。

(10) 学校安全保健課

【監査手続】

- ① 各重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価の状況等を確認した。
- ② 災害対策について、マニュアルの整備状況等を確認した。

(11) 文化財課（補助金のみ）

【監査手続】

- ① 補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価等の状況を確認した。

(12) 体育課（一般会計は補助金のみ）

【監査手続】

- ① 一般会計の補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、補助金の性格、事後評価の状況などについて確認した。
- ② 特別会計の公共用地取得事業で取得した公共用地について、関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、有効活用の状況などを確認した。

【その他】

(13) その他

【監査手続】

- ① 給与（同時に支給される手当含む）、期末・勤勉手当、退職手当、恩給・扶助料等が法令、条例、規則等に基づき適切に支給されていることをサンプル抽出により検証した。
第2章第2参照。

第2章 教育委員会の各課に共通する事項

第1 予算制度

1 予算の意義

「支出事務の手引き」（千葉県出納局）によれば、予算の意義は下記のように定義されている。

ア 予算は地方公共団体の財政の目標、すなわち一定期間における予測される収入、支出を中心とした見積りであると同時に、行政がどのような形で行われているか、その具体的表現を一覧表にしたものである。

イ 予算は一定の方針の下に執行部内の意思を統一し、各執行部相互間の水準をできるだけ保つ手段となっている。

ウ 予算は議会の議決を経て作成されるため、執行機関の恣意や専横を排除し、民主的な財政運営を図る手段とされている。

エ 予算は歳出を通じてはじめて事務事業を行い得るという統制の役割と具体的な行政執行許容のための手段となっている。

オ 予算は行政の一覧表であるところから、常にその執行の過程効果が住民に情報として提供され、監視され、翌年度以降に備える、その前提要件としての形成をなしている。

すなわち、予算方式をとることによって、住民に情報を提供し、住民の納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されているかを判断するものである。⁸

なお、制度上は、県における行政責任は、その多くは知事が負っているが、教育に関する事務については、主に知事から独立した教育委員会が責任を負っているとされている。そして教育委員会が所管する教育事務については、知事の指揮命令は及ばず、知事は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っているとされている。⁹

⁸ 予算制度は一般に以下の7つの原則によって確立しているとされている（千葉県出納局「支出事務の手引き」参照。）。

① 公開の原則：住民に公開されなければならない。

② 明瞭性の原則：住民にとってわかりやすくなければならない。

③ 事前議決の原則：会計年度の始まる前に議会の議決を得なければならない。

④ 限定性の原則：予算額を超える歳出を禁じる量的限定性と会計年度を限定する時間的限定性。

⑤（予算）単一の原則：歳入と歳出は単一の予算に計上されなければならない。例外に特別会計がある。

⑥ 完全性の原則（総計予算主義）：歳入と歳出は予算に計上されなければならない。

⑦ 厳密性の原則：できるだけ厳密に編成されなければならない。

⁹ このような仕組みとされているのは、教育について政治的中立性や継続性・安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当

一方、教育委員会の所管とされている公立教育機関の管理運営の財政的権限は知事に委ねられているとされている。¹⁰

これを受けて、「千葉県事務委任規則」第2条（千葉県教育委員会）において、以下に掲げる事務の執行を、知事は教育委員会に委任することとしている。

- ① 教育財産を取得すること。
- ② 一件評価価格 50 万円未満の教育財産を処分すること。
- ③ 教育財産の登記に関すること（一件評価価格 50 万円以上の財産処分を除く）
- ④ 使用料及び手数料条例等の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、教育委員会の所掌に係る事務を執行すること。
- ⑤ 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結すること。
- ⑥ 歳入予算の執行及び配当予算の範囲内における歳出予算の執行に関すること。
- ⑦ 教育委員会の事務局の職員及び県立学校その他の教育機関の職員に係る事故についての千葉県財務規則に規定する手続に関すること。
- ⑧ 教育事務に関する収入、支出、歳入歳出外現金及び物品出納命令に関すること。
- ⑨ 職員の互助団体に関する条例に規定する承認及び監督に関すること。
- ⑩ 教育委員会の事務局の職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する職員に係る児童手当法の規定による認定等に関すること。
- ⑪ 千葉県教職員住宅の設置及び管理に関すること。
- ⑫ 千葉県美術品等取得基金の管理に関すること。
- ⑬ 私立の高等学校及び専修学校の高等課程に在学する生徒に対する学資の貸付けに関すること。

2 教育委員会における予算策定手順

教育委員会では、総務部長からの予算編成通知を受け、その要求基準を考慮するとともに、千葉県総合計画、千葉県教育振興基本計画の実現を目指し予算の要求が行われる。

具体的には下記の①から⑥の手順での予算策定がなされる。

- ① 編成通知
- ② 予算要求書作成
- ③ 予算調整会議での要求内容の検討、要求内容の教育委員への説明
- ④ 予算調整会議結果、教育委員意見を予算要求へ反映
- ⑤ 要求書のまとめ（各課）
- ⑥ 要求書の財政課へ提出

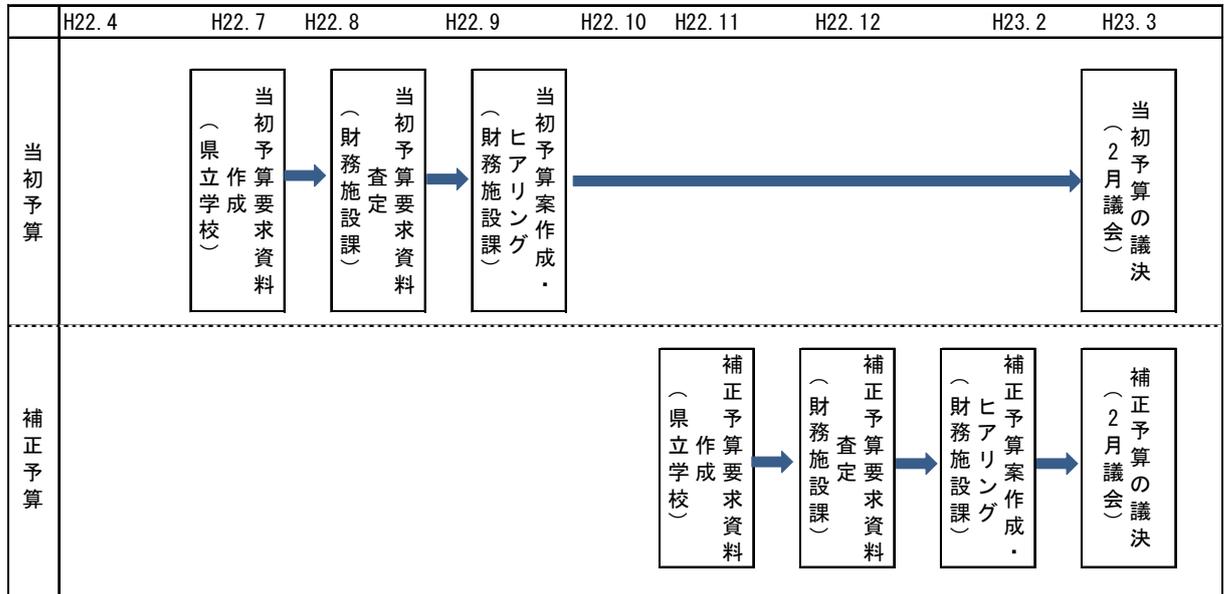
なお、県立学校運営費予算については、下記のようなスケジュールで、各学校からの予算要

と考えられるからであるとされている。

¹⁰ これは自治体の財政を統一的に処理することにより、効果的で均衡のとれた自治体運営を実現するためであるとされている。

求書から翌年度又は当該年度中に必要となる予算を算出・集計し、それぞれ要求が行われている。

図表番号 2-1-1 県立学校運営費予算策定スケジュール（平成 22 年度）



（出所）財務施設課作成資料より作成

（注）補正予算は2月補正予算のケースを表示している。

3 予算の状況

(1) 歳入予算

平成 20 年度から平成 22 年度の教育委員会の歳入予算は下記のとおりである。

図表番号 2-1-2 歳入予算

(単位:千円)

区分		平成 20 年度 (当初)	平成 21 年度 (6 月現計)	平成 22 年度 (当初)
特定財源	分担金及び負担金	155,544	153,862	157,804
	使用料及び手数料	10,470,628	10,381,497	528,739
	国庫支出金	73,405,530	76,140,153	81,644,326
	財産収入	189,420	157,012	153,268
	繰入金	0	69,423	210,133
	諸収入	746,839	732,110	652,096
	県債	20,940,900	24,500,600	21,178,700
特定財源 計		105,908,861	112,134,657	104,525,066
一般財源		313,201,471	323,829,297	316,191,401
合 計		419,110,332	435,963,954	420,716,467

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

(2) 歳出予算

ア 項目別内訳

図表番号 2-1-3 一般会計歳出予算の項目別内訳推移

(単位:千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	当初予算額	構成比	6 月現計予算額	構成比	当初予算額	構成比
教育総務費	44,927,283	10.7%	57,155,297	13.1%	58,041,364	13.8%
小学校費	162,301,857	38.7%	161,789,735	37.1%	156,786,395	37.3%
中学校費	91,150,830	21.8%	90,945,627	20.9%	89,477,211	21.3%
高等学校費	82,864,366	19.8%	86,130,865	19.8%	78,249,898	18.6%
特別支援学校費	29,776,666	7.1%	31,679,130	7.3%	30,373,616	7.2%
社会教育費	3,048,878	0.7%	2,844,956	0.6%	2,758,341	0.6%
保健体育費	5,040,452	1.2%	5,418,344	1.2%	5,029,642	1.2%
合計	419,110,332		435,963,954		420,716,467	

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

平成 20 年度から平成 22 年度の歳出予算の項目別内訳は上表のとおりである。年度推移からは、各年度であまり費目の構成の変動が無いことがわかる。

イ 性質別分類

平成 20 年度から平成 22 年度の一般会計歳出予算を、人件費、物件費等といった横断的にその性質によって区分した性質別予算額は下記のとおりである。

図表番号 2-1-4 性質別予算

(単位:千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	当初予算額	構成比	6 月現計 予算額	構成比	当初予算額	構成比
人件費	395,321,132	94.3%	406,693,181	93.3%	399,214,457	94.9%
投資的経費	10,055,310	2.4%	15,181,615	3.5%	7,776,813	1.8%
物件費	7,793,801	1.9%	7,728,470	1.8%	7,483,243	1.8%
その他の経費	5,940,089	1.4%	6,360,688	1.4%	6,241,954	1.5%
合計	419,110,332		435,963,954		420,716,467	

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

上記からわかるように、大部分は教職員の給与等の人件費となっている。

ウ 一般会計予算に占める教育費の割合

平成 20 年度から平成 22 年度の千葉県の一般会計予算に占める教育費の割合は下記のとおりである。

図表番号 2-1-5 一般会計予算に占める教育費の割合

(単位:千円)

	平成 20 年度 (当初)	平成 21 年度 (6 月現計)	平成 22 年度 (当初)
教育費	419,110,332	435,963,954	420,716,467
一般会計予算総額	1,440,659,734	1,541,525,021	1,533,483,318
割合	29.1%	28.3%	27.4%

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度・平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

(3) 県立学校、教育事務所の予算

県立学校、教育事務所の予算は、教育庁各課よりの予算令達（予算令達とは、実際に執行する機関に対して予算を配当する行為。）により執行される。教育庁各課における予算金額は多額であるが、その執行の多くの部分は令達先であるかい¹¹において行われる。

県立学校等の運営費の予算令達は、各学校等に定額もしくは生徒数・学級数に連動した配分基準額をもとに各学校の特記事項または要望事項を勘案して行われる。これに加え、当初配分した予算額では対応できない事由や緊急性のある事業を速やかに執行する必要がある場合においては、各学校からの予算申請書に基づき予算令達が行われる。

県立学校、教育事務所の予算要求に対しては、一律の判断基準や重要性を判断するマニュアル類は無く、担当者の判断及び課内での総合的な判断により令達額が決定されている。

図表番号 2-1-6 各課の予算令達額（平成 22 年度）

（単位：千円）

課名	最終予算額	令達額	令達比率
教育総務課	352,148,975	83,910	0.02%
教育政策課	37,796	1,066	2.82%
財務施設課	14,326,495	7,729,402	53.95%
県立学校改革推進課	10,350	2,269	21.92%
福利課	46,705,183	38,011,070	81.39%
生涯学習課	1,458,341	543,737	37.28%
指導課	1,963,740	737,069	37.53%
特別支援教育課	187,840	137,255	73.07%
教職員課	2,748,799	2,506,788	91.20%
学校安全保健課	979,732	534,117	54.52%
文化財課	1,227,718	524,641	42.73%
体育課	6,877,496	5,908	0.09%
合計	428,672,465	50,817,232	11.85%

（出所）平成 22 年度最終予算・令達額（一般会計と特別会計の合計）

平成 22 年度の教育庁各課よりの予算令達額は図表番号 2-1-6 のとおりである。

これによれば、財務施設課、福利課、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課においては予算の過半数が令達され、特に教職員課は予算の 9 割以上が令達されている。

予算令達時期は課によって異なるとのことであるが、財務施設課の場合は年度当初の 4 月

¹¹ 「かい」とは漢字では廨と書く。中国の古文書では、「廨宇」「廨舎」「廨署」「廨中」等が「役所、役所の建物、役所の中」の意味で使われていた。このため、従来から地方公共団体の出先機関のうち出納事務を取り扱う機関を「かい」と呼ぶという慣習が見られる。「かい」は、各地方公共団体の財務規則等で定義しているが、通常「予算の令達を受けて、歳出予算を執行し、及び歳入を収納する事務所、事業所、学校等で長が別に指定し、告示したものをいう。」と言うように規定している。「かい」と言う名称を設けたのは、出納事務を取り扱う出先機関とそうでない出先機関を区別するとともに、出納事務を取り扱う機関の重要性を認めたためという説がある。

1 日には令達され、財務端末処理が可能となる。このほか、当初配当以外の令達額は、各県立学校の予算要求とそれに付随する資料、予算要求までの執行状況等により算定し、その都度令達が行われる。

なお、執行状況の報告は、11月中旬に行われる当該年度の補正要求書提出時期や、2月、3月に実施する当該年度の予算執行状況調べにより報告され報告内容を精査した上で、その都度予算の引上げが財務端末等を使用して行われる。

(4) 繰越明許費

平成 21 年度一般会計予算からの繰越明許費¹²（教育委員会分）は以下の通りである。

図表番号 2-1-7 繰越明許費予算一覧（平成 21 年度）

(単位：千円)

款名	項名	事業名	金額
教育費	高等学校費	産業教育施設設備整備事業	4,000
		高等学校施設整備事業	3,059,000
	特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業	615,000
	社会教育費	青少年教育施設整備事業	93,000
		図書館施設整備事業	5,000
		博物館施設整備事業	9,000
		安房博物館活性化事業	265,000
	保健体育費	学校給食設備整備事業	16,000
		総合スポーツセンター施設整備事業	134,000
		国際総合水泳場施設整備事業	50,000

(出所) 平成 22 年 2 月定例千葉県議会議案（平成 21 年度予算）より作成。

(注) 平成 21 年度においては、千葉県全体では、一般会計予算の 2.68%（440 億円）が繰越明許費として、平成 22 年度に繰り越されている（議会答弁による）。また、教育委員会の予算で見ると、平成 22 年度の 1%程度の平成 21 年度予算が、平成 22 年度に繰り越されている。

¹² 繰越明許費とは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらないものについて翌年度に繰り越して使用するものである（地方自治法第 213 条）。繰越明許費は、天候不順、突発的事故などの特別な事情によってその執行が遅延し、当該年度内に完了することができないような場合に用いるもので会計年度独立の原則の例外となる。

4 予算執行

(1) 予算執行

予算は事業単位で必要経費を積算し集計されている。なお、事業費の積算は、事業に直接使用する経費を個別に積算するほか、共通的に発生する経費に関しては間接経費として運営費の中で予算要求がなされている。

予算の執行額の把握は、財務会計システムへの該当の区分の項目を入力することにより可能となる。予算がかいへ令達されているものについては、かいにおいて、事業区分の判断を実施し、財務会計システムへの入力を実施されている。

(2) 予算流用

歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができないが、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる(地方自治法第 220 条 2 項)。したがって、地方自治法第 215 条 7 号では、「歳出予算の各項の経費の金額の流用」について予算で定める事項と規定している。このため、千葉県財務規則においては、やむを得ない理由により、予算において流用を定めた項、並びに目及び節の金額を流用しようとするときは、予算流用申請書を総務部長に提出し決定を受けるといった流用の際の手続きが規定されている(千葉県財務規則第 31 条 2 項、3 項)。

(3) 不用額の管理

予算と決算の比較分析は、教育庁各課の事業担当、予算担当が決算額と予算額を比較し、歳入・歳出の増減の内訳を確認することにより行われている。県立学校等に令達した予算に関して、令達金額が令達先においてどのように使用しているかは、学校運営費については予算執行状況調べ等により節レベルの金額の把握がなされているのみである。予算と実績対比での増減については、過去の決算額と合わせて、積算資料とし、次年度の予算要求に反映される。

5 包括外部監査の結果

(1) 繰越明許について

平成 22 年度においては、3. 予算の状況 (4) 繰越明許費に記載の通り前年度から繰り越された予算 (繰越明許費) がかなり存在する (予算比率では 1%以上)。

前年度は千葉県全体でも一般会計の 2.68%もの金額が繰り越されており、教育委員会予算においても本来は前年度において少なくとも契約準備行為までは行うことが可能であったものもあったと考えられる。この中には繰り越し後、5月に入りようやく契約したものもあるが、これは候補となる業者の都合がつかなかったためであるとのことである。しかし全体として見ると、地方自治法第 213 条の趣旨に従って繰越明許が行われているのではなく、先に繰越明許ありきのような感を感じざるを得ない。

そうであれば、会計年度独立の原則の趣旨を没却することになる。必ずしも教育委員会側に主たる原因があるわけではないが、地方自治法の制度趣旨に立ち返り、繰越明許は例外的な場合のみに限るべきである。

なお、事業によっては一括交付金などが交付されるものもあり、併せて適正な予算執行に留意すべきである。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 県立学校等への予算令達時期について

県立学校等のかいへの予算令達時期は課によって異なっており、財務施設課のように 4 月 1 日からの予算執行を行うために 3 月中に財務端末での登録処理がなされる課がある一方、後述のかいへの往査結果 (福利課) における被服費の予算令達のように、4 月初旬に対象者調査を実施し、6 月初旬に各かい執行機関への予算令達を実施しているものもある。

年度当初からの円滑な予算執行を行うため、見込みに関しては 3 月中にある程度調査をした上で、3 月中に概算での予算令達額の算定を行い、タイムリーに予算執行が行える状況にすることが望ましいと考える。

(2) 県立学校等予算の引上げ時期について

県立学校の予算の引上げについては、不要になった予算につき、明らかに不要になった場合、随時引上を実施している課がある一方で、年度末近くになってのみ不要額の引上を行っている課があり、対応がまちまちであった。

県立学校等において、予算執行をする際は、財務会計システム上の予算配賦が必要となる。不要になった予算については、タイムリーに引上げ、逆に必要とされる機関への配賦を行う等、予算を有効に使用できるようにすべきであると考ええる。

また、かいへの往査の際、年度末において予算金額を使い切るような予算の使用がなされているのではないかと思われる事例も見受けられた。年度末近くまで、不要な予算を残すことは、このような本来の趣旨とははずれた予算執行を誘発する要因ともなるため、所管課において不要予算についての管理を適切に実施する必要があると考える。

(3) 学校裁量予算について

佐倉高等学校への往査時に、学校側から下記のお話があった。

佐倉高等学校で所蔵する鹿山文庫は、藩校時代を中心とする古書籍群であり千葉県指定有形文化財である。これらの歴史資料は、学術的にも極めて高い評価を得ている貴重なものばかりである。資料の中には保存のため修復を必要とするものもあり、計画的に修復を行うためには多額の予算が必要となる状況にあるが、現状修復に要する予算要求は行なっていない。よって、鹿山文庫の整理・調査・保存等のための予算は不足しているように見受けられる。

以上、貴重な鹿山文庫の維持、保存に対する予算が不足している状況を鑑みるに、学校側においては必要な予算要求を行って措置されることが望まれる。

また、これに関連して県立学校の予算に関しては、前述のように各学校等に定額もしくは生徒数・学級数に連動した配分基準額をもとに各学校の特記事項または要望事項を勘案して行われるが、基本的には前年実績や学校毎の配分基準額をもとにした予算が令達されている。しかし、例えば、佐倉高校のように貴重な歴史的資料を収蔵する鹿山文庫を保有するような場合には、その適切な保存や有効活用を図る必要上学校独自で長期的な視野をもって他の運営費等との調整を図りながら予算を使っていく方法が合理的とも考えられる。すなわち、効率的、弾力的な事業の実施のため各学校で主体性を持って機動的に使用できる予算の導入についても検討を行うことは有用であると考え。

なお、一部の自治体では、学校裁量予算を導入し、これらの課題に対応する試みを実施している。学校裁量予算の利点としては、下記が挙げられる。

・各学校の特色の発揮

教育が実施される現場である学校の裁量を拡大し、その判断と責任のもとで予算を柔軟に運用出来るようにすることで、各学校の特色を学校の活動に反映させることが可能である。

・予算の効果的な執行

学校が必要とするところに予算を使えない、もしくは令達された通りに予算を使い切るといった無駄を省き、より効率的に予算執行を行うことが可能になる。また、学校側が受身ではなく主体性を持って事業を実施するようになり、事業が効率的に実施できる。

参考までに、岡山県においては、県立学校経営予算制度を導入しており下記のような運営がなされているので以下に紹介する。

岡山県 HP (<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-93637.html>) より

岡山県では、各県立学校の校長が、それぞれの学校の教育目標を達成するため、支出科目を自由に設定できるようにするなど、予算を弾力的に運用することで裁量権を発揮する「学校経営予算」制度を設けています。

平成 23 年度から、学校において弾力的に運用できる予算範囲を拡大するとともに、より特色ある重点的取組を集中的に支援することで、学校の特色づくりを一層推進することを目的に、学校経営予算制度を改編し、事業種別毎に「プレゼン枠」「重点事業枠」「基本配分枠」に分けることとしました。

- 「プレゼン枠」 校長よる事業プレゼンテーションを実施し、岡山県教育振興基本計画の重点施策に則った重点事業を審査・採択する予算枠です。
- 「重点事業枠」 指導課において個別に立案・予算化していた事業を学校経営予算事業に位置付け、各校の実態・ニーズに応じた予算の弾力的運用を可能とした予算枠です。
- 「基本配分枠」 学校規模に応じて一律配布する予算枠です。各校は配分された予算の範囲内で、社会人講師を招へいしたり学校図書館図書の実態を図るなど、実態・ニーズに応じた事業を立案・実施します。

(4) 各課の予算管理について

予算と決算の比較分析は、教育庁各課の事業担当、予算担当が決算額と予算額を比較し、歳入・歳出の増減の内訳を確認している。増減については、過去の決算額と合わせて、積算資料とし、次年度の予算要求に反映される。予算と決算の比較に際しては「執行残調べ」が作成されている。各課では予算令達を行っている県立学校での予算執行状況について、執行残が多い場合は令達元の課の予算担当者が各学校へ確認を実施しているとのことである。

しかし、「執行残調べ」には執行残高の内訳費目が記載されているのみで、それがどのような理由で執行残となっているかについての記載は無い。どのような理由で事業が実施できなかったのか、見積もりが適切ではなかったのか、節約努力によるものなのかがわかる資料は公式には残されていない。予算担当者が個別に確認している場合は、執行残の要因については、次年度の予算要求に役立てているとのことであるが、予算管理の一環として、制度的に確立させ、その結果も文書に残すべきである。

また、予算執行の多くの部分を県立学校等で実施している事業もあり、実際の予算執行を実施している各県立学校等においても当初令達額と決算額との比較を実施し差異が生じた要因についての分析を行うことが重要である。また、令達元の課においても、各県立学校等が実施した分析結果を入手し、予算編成時の問題点の把握及び翌年度の予算編成へのフィードバックを実施することが必要であると考えられる。

(5) 事業予算総額の把握

千葉県総合計画のHPにおいては、「輝け！ちば元気プラン」政策評価制度における進行管理と題して下記の記載がある。

「輝け！ちば元気プラン」の目指す姿（基本目標）を実現するためには、県民・市町村をはじめ、多様な活動主体とチームスピリットを発揮し、力を合わせて取り組むことが求められます。また、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がありますが、そのためには、施策の実施状況を点検・分析し、必要な改善に取り組むことが重要です。

そこで、総合計画の進行管理は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）という政策評価制度のマネジメントサイクルに基づいて行います。

財務的な側面から考えると、上記でいう、計画（Plan）に関しては、事業別予算の策定、実施（Do）に関しては、事業の予算執行、評価（Check）に関しては、予算と実績との対比等による分析、改善（Action）に関しては、次年度の予算への反映ということになる。

事業別予算の策定にあたっては、現状では事業を実施するにあたって間接的な経費は、各課の運営経費として予算立てされており、事業を実施するに際して間接的な経費を含めてトータルでどれだけの費用がかかっているかという金額面での把握はなされていない。

間接経費である各課の運営費について、項目ごとに適切な配賦基準を設定（場合によって簡便的に事業費の一定割合の比率を乗じる等）し各事業への経費の割当てを実施することにより、事業実施に際して総額でどの程度の金額を要するのか把握し、県民に対しての説明責任を果たす必要があると考える。

また、物件費については事業別の予算が設定されているが、人件費については、一部の事業における特定の非常勤人件費等を除けば、特定の事業に紐付けはなされていない。しかし、一部の自治体においては人件費と物件費を合わせたトータルコストでの予算検討が行われている。

下記は鳥取県におけるトータルコスト予算分析の例である。

鳥取県財政課 HP より一部抜粋

トータルコスト予算分析について

平成24年度当初予算におけるトータルコスト予算分析は、事業費にその事業実施に必要な人件費を加えたトータルコストのイメージを調製・公表することにより、より実質的な費用対効果の判断を行うとともに、業務効率化・外部委託化等の参考とするため、昨年度に引き続き実施する。

1 対象部局

全部局（企業局、病院局を除く）

2 対象職員

部次長を含む全職員。

なお、非常勤・臨職のコストについては事業費内に含まれていることから、人件費計算上の重複を避けるため、人役は標記することとしますがトータルコストの人件費には含まれないこととする。

……途中省略……

6 トータルコスト予算分析で検討すべき事項

(1) 業務のやり方のチェック、縮小・廃止

トータルコストを縮小するため、業務の手續等を簡素化・省略化の検討。

また、費用対効果を再検討し、費用対効果が小さく優先順位が低いと考えられる業務について、縮小・廃止・代替手段を検討。

(2) 外部委託等

現在、県職員が直接行っている業務についてトータルコストと民間に委託した場合の経費の比較を行い、外部委託を検討。

(3) 集中化の検討

同種同内容の業務を複数所属で所管しているものについて、集中化を検討。

このように、事業費と人件費をあわせて示すことで、より実質的な費用対効果の判断を行うとともに、事業の外部委託化、集中化の検討など、これまでと違った視点で予算編成に取り組むことが可能となることから、人件費と物件費を合わせたトータルコストでの予算検討を行うことも有用であると考えている。

第2 人件費

1 教育委員会の職員数と給与・手当額（給与等の概要）

(1) 千葉県職員の部門別人員数

千葉県の職員数を部門別に集計すると図表番号 2-2-1 のようになる。このうち、「教育」として集計されているのが、教育委員会に所属する教職員、すなわち、教育委員会事務局職員、及び、県内の公立小中学校・高等学校・特別支援学校教職員の合計である。

図表番号 2-2-1 人員の推移

(単位：名)

部門		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般行政部門 (注 1)	議会	58	58	58
	総務部 (防災含む)	1,395	1,386	1,384
	総合企画部	348	348	273
	健康福祉部	1,818	1,804	1,795
	環境生活部	363	355	345
	商工労働部	393	376	357
	農林水産部	1,960	1,903	1,826
	県土整備部	1,759	1,707	1,634
	国体局	76	90	89
	出納局	48	49	51
	行政委員会	85	83	86
	小計	8,303	8,159	7,898
特別行政部門	教育(A)(注 2)	41,024	41,225	41,589
	警察(注 1)	12,478	12,443	12,580
	小計	53,502	53,668	54,169
普通会計 計		61,805	61,827	62,067
公営企業等 会計部門 (注 1)	病院	1,963	1,972	2,013
	水道	993	966	930
	企業	468	427	414
	小計	3,424	3,365	3,357
合計(B)		73,532	73,351	73,322

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課及び総務部行政改革推進課からの提示資料

(注 1) 各年度 4 月 1 日現在の現在常勤及び退職後再雇用された短時間勤務者の計。

(注 2) 各年度 3 月 1 日付けの実支給人数を計上。

(注 3) 上表中の(A)、(B)は次頁の表 2-2-2 で算出している比率の根拠数値である。

図表番号 2-2-2 教育委員会人件費の比率

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
県職員総数に対する 教育委員会職員の割合 (図表番号 2-2-1 (A)/(B))	55.8%	56.2%	56.7%

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課からの提示資料より作成

各部門の所属人数をみても、教育委員会所属人数が突出して多く、全部局人員の中に占める教育委員会職員の比率は過半数を超えている。

(2) 教育部門の給与・各種手当額

教育部門における直近 3 事業年度の給与・各種手当額（退職手当・恩給及び退職年金費を除く）を集計すると図表番号 2-2-3 のとおりである。

図表番号 2-2-3 教育委員会所属職員の給与等の推移

(単位：千円)

部門	項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	給料	84,063,484	83,021,335	82,843,612
	各種手当	49,277,131	46,494,204	44,205,636
	計	133,340,615	129,515,538	127,049,247
中学校	給料	46,372,570	46,214,328	46,263,705
	各種手当	28,177,093	27,100,766	25,909,682
	計	74,549,663	73,315,094	72,173,387
高校	給料	37,230,010	36,653,517	36,747,111
	各種手当	23,144,933	21,891,057	20,883,709
	計	60,374,943	58,544,574	57,630,820
特別支援学校	給料	14,262,907	14,466,765	14,809,234
	各種手当	8,364,588	8,109,538	7,901,892
	計	22,627,495	22,576,302	22,711,125
事務局	給料	3,874,821	3,709,233	3,784,448
	各種手当	2,699,837	2,547,024	2,458,850
	計	6,574,659	6,256,257	6,243,299
合計	給料	185,803,792	184,065,177	184,448,110
	各種手当	111,663,583	106,142,588	101,359,768
	計	297,467,375	290,207,765	285,807,878

職員数	41,024 名	41,225 名	41,589 名
平均給与手当額	7,251	7,040	6,872

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課からの入手資料

(注1) 共済費は含んでいない。

(注2) 実習船の船員については高校に含めている。

(注3) 職員数は再任用職員を含む学校職員を計上している（嘱託職員・日々雇用職員は含んでいない。）。

これをみると、毎年、人事院勧告に対応している事もあり一人当たり給与手当額は減少傾向にあるものの、教育部門では給与と各種手当の合計で約 2,800 億円から 2,900 億円余りの金額が支払われている。その内、小中学校等の人件費には約 700 億円が国から義務教育費国庫負担金として補填されているものの、平成 22 年度の千葉県当初予算における人件費総額（599,238 百万円）の約半分を教育委員会職員人件費が占めているところである。

(3) 教育部門の退職手当

次に、教育部門における退職手当の支給額の推移を示すと図表番号 2-2-4 のようになっている。

図表番号 2-2-4 退職金と退職人員の推移

(単位：千円、名)

部門	項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	退職手当額	20,554,571	22,347,518	22,935,108
	支給者数	1,978	2,154	2,312
中学校	退職手当額	9,249,501	8,465,223	8,899,437
	支給者数	986	1,093	1,091
高校	退職手当額	7,778,371	8,701,120	8,176,073
	支給者数	569	618	682
特別支援学校	退職手当額	2,160,000	2,426,055	2,803,621
	支給者数	318	379	497
事務局	退職手当額	686,999	471,212	447,911
	支給者数	26	19	19
合計	退職手当額	40,429,441	42,411,128	43,262,150
	支給者数	3,877	4,263	4,601
	平均支給額	10,428	9,949	9,403

(出所) 教育委員会福利課からの入手資料

これを見ると、直近 3 事業年度では毎年退職手当の支払が増加している。これは、教育委員会所属の教職員の多くが団塊の世代にあたり、今後数年にわたり退職ラッシュが続くためと考えられる。

2 千葉県教育委員会の給与制度の概要

(1) 千葉県の給与、各種手当の概要

千葉県教育委員会の給与は、基本的に千葉県のその他の部局と異なる点はないため、以下、千葉県の給与、各種手当の概要を述べる。

千葉県の給与は、毎月1日から月末までの分を当月21日（21日が休日等の場合、直前の平日）に支給されることになっている。

原則として退職手当、期末・勤勉手当を除いた各種手当は給与に準じた支給がされるが、時間外勤務手当等の実績手当については、事実発生の翌月に支給されることとなる。

千葉県の給与、各種手当の概要は図表番号2-2-5のとおりである。

図表番号 2-2-5 各種手当等の概要

手当等の名称	手当等の内容
給与	給与条例で定める給料表別の級・号級により決定。
給料の調整額	職務内容、勤務条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な職に対し、その者の給与月額が適当でない場合、給与月額とは別に給与月額の25/100を超えない範囲内で給料の一部として支給。
教職調整額	義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めた特別措置条例により、その職務内容と勤務条件の特殊性に基づき支給。
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その特殊性に基づき支給。
初任給調整手当	科学技術、その他専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に一定期間支給。
扶養手当	扶養家族ある職員に支給。
地域手当	当該地域における民間の賃金水準等を基礎として人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給。
住居手当	自らの居住のため、あるいは単身赴任手当を支給される職員で配偶者の居住のため住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給。
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員、通勤のため自転車等を利用する事を常例とする職員及び通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を利用し、かつ、自転車等を利用することを常例とする職員に支給。
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い単身赴任することとなった職員に支給。
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に支給。 教育事務に従事する職員の場合、例えば、修学旅行等を引率して行う指

手当等の名称	手当等の内容
	導業務で泊を伴うものや、県立学校の全日制勤務者が当該学校の定時制課程で本務と同種の業務に従事した場合などに支給される。また、業務内容により、異なる単価が設定されている。
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるものに勤務する職員に支給。 (注) 現在、該当する公署はない。
へき地手当等	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給。 (注) へき地学校は平成 22 年 4 月 1 日に一部解除されているが、解除前から受給している職員が、引き続き同一学校に勤務している場合には従前のへき地手当の金額が保障される。
定時制通信教育手当	県立の高等学校等において定時制課程の教育又は通信制課程を行う校長、副校長、教頭及び教諭等に支給。ただし、これらの職に本務として従事するものに限定。
産業教育手当	農業、水産、工業、電波又は商船の過程を置く高等学校で所要の免許を有し、当該過程に係る産業教育に従事する教員に支給。
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務する事を命じられ、現に勤務した場合、及び正規の勤務時間であっても、同一週を超える勤務時間の割振り変更により勤務した場合に支給。
休日勤務手当	休日（祝日等及び年末年始）又は休日の代休日の正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に支給。
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、休日等（祝日等及び年末年始又はそれらの第九尾）に勤務した場合に支給。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務を命じられた職員に支給。
期末手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在籍する職員及び基準日一ヶ月以内に退職又は死亡した職員に対して支給。 金額は「期末手当基礎額 × 支給率 × 在職期間別支給割合」で計算される。
勤勉手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在籍する職員及び基準日一ヶ月以内に退職特又は死亡した職員に対して支給 金額は「勤勉手当基礎額 × 期間率 × 成績率」で計算される。
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給。
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給。
災害派遣手当及び	災害応急対策又は災害復旧のため及び武力攻撃自体における国民保護

手当等の名称	手当等の内容
武力攻撃災害等派遣手当	のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、住居を離れて千葉県区域内に滞在する場合に支給。
退職手当	職員退職時に、その者（死亡した場合はその遺族）に支給。 金額は、原則として「退職日給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率＋調整月額（60ヶ月分）」により計算される。 ただし、平成18年4月1日の改正に伴う経過措置有。

（出所）千葉県人事委員会事務局給与課作成「給与の知識」より抜粋

また、この他に昭和37年11月末日までに退職した地方公務員に対する恩給費・扶助費もある。

図表番号 2-2-6 恩給と扶助料等の概要

手当等の名称	手当等の内容など
恩給費	昭和37年11月末日までに退職した、一定期間以上勤務実績のある地方公務員本人に対する年金支給。 支給額は、主に以下の式で計算される。 $\text{仮定棒給年額} \times \{ (50/150) + (1/150) \times (\text{在職年} - \text{最短恩給年限}) \} \dots (A)$ （在職年が最短恩給年限の場合、仮定棒給年額の50/150、在職年数が最短恩給年限を1年越えるごとに1/150を加えた額が加算される） 四半期ごとに後払いで支給。具体的には、4～6月分を7月、7～9月分を10月、10～12月分を12月、1～3月分を4月に支給。
扶助費	昭和37年11月末日までに退職した地方公務員の遺族に対する年金支給。 支給額は、 $\{ (A) \times 1/2 \} + \text{寡婦加算}$ （但し例外有）を基準に算定 四半期ごとに後払いで支給（恩給等と同様）

（出所）総務省HP「恩給に関するQ&A」他から抜粋

恩給及び扶助料等は、現行の地方公務員等共済組合法に基づく共済年金制度の開始以前に実施されていた、職員の退職に伴うものであったため、本章で取り扱うものとする。

（2）近年の改正の概要

平成22年度を含む、直近3事業年度の給与・各種手当の改正の概要は図表番号2-2-7のようになっている。基本的に人事院勧告を踏まえた改正となっており、改定は支給額の抑制となる方向が多い。

図表番号 2-2-7 給与手当等改正の状況

対象年度	項目	主な内容
20 年度	医師等の初任給調整 手当	最高支給限度額を 216,000 円から 306,000 円に引 上げ。
	地域手当	県内支給割合を一律 7%とした。 経過措置を設け急激な変更緩和を実施。 異動保障の廃止。
	特殊勤務手当	教員特殊勤務手当の引上げ。
	義務教育等教員特別 手当	最高支給限度額を 20,200 円から 15,900 円に引下 げ。
21 年度	期末・勤勉手当	21 年 6 月支給の期末・勤勉手当を人事院勧告に準 じ暫定的な措置として支給月数の一部を凍結。 (例) 一般職員の場合、6 月期支給割合を 2.15 月か ら 1.95 月に引下げ。
	給与表の改定	給与表の引下改定 (医療職給与表 (一)、第二号任 期付研究員の給与除く。) 教育職給与表 (二) に特二級 (主幹教諭) の新設。 給与構造改革の給与引下げに伴う経過措置額の算 定基礎となる額についても引下げ。
	期末・勤勉手当	21 年 6 月支給の凍結分は支給せず。年間支給割合 は 4.5 月から 4.15 月へ引下げ (一般職員)。
	時間外勤務手当	月 60 時間を越える時間外勤務に係る支給割合の引 上げ 125/100 (深夜 150/100) →150/100 (深夜 175/100)
	義務教育等教員特別 手当	最高支給限度額を 15,900 円から 11,700 円に引下 げ。
22 年度	給与表の改定	給与表の引下改定 (医療職給与表 (一)、第二号任 期付研究員の給与除く。) 給与構造改革の給与引下げに伴う経過措置額の算 定基礎となる額についても引下げ。
	50 歳後半層の職員の 給与の抑制措置	当分の間、55 歳を超える職員 (行政職給与表 6 級 以下の職員及びこれに相当する級の職員、医療職給 料表 (一) の適用を受ける職員、再任用職員等を除 く) の給料、管理職手当、地域手当及び期末・勤勉 手当等の支給額について 1.5%減額。
	期末・勤勉手当	一般職員、特別管理職員いずれも支給割合の抑制。 年間支給割合は 4.15 月から 3.95 月へ引下げ。

対象年度	項目	主な内容
	住居手当	自宅に係る住居手当の廃止。 ※2年間の経過保障あり。
	時間外勤務手当	月60時間の時間外勤務手当の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める事とした。
	義務教育等特別教員手当	最高支給限度額を11,700円から8,000円に引下げ。

(出所) 千葉県「給与の知識」より抜粋

(3) 給与及び各種手当の支給の流れ

給与及び各種手当の支給に至る業務フローの概要は以下のようになっている。

図表番号 2-2-8 給与等支払に至る業務フロー

区分	主な業務フロー
採用	教職員は、年1回実施される筆答による1次選考及び面接等による2次選考の成績により選考される。採用合否が決定後、本人に通知される。 採用された教職員の各種データのうち、教員については教職員課が人事情報管理システムに入力する。一方、職員については知事部局から入手したデータをもとに、教育総務課が同システムに入力する。
勤怠	1) 本庁、教育機関(学校除く)の職員： 本人が「庶務共通事務処理システム ¹³ (以下、「しょむ2」と言う。)に入力して管理する。 2) 県立学校所属の教職員、及び、小中学校の教職員： 「しょむ2」導入済PCがある場合には1)と同様だが、そうでない場合には「服務整理簿」(書面)にて管理する。
各種手当の支給 (本人申請による 手当)	1) 本庁、教育機関(学校を除く)の職員： 本人が「しょむ2」に入力すると共に、証拠書類を総務ワークステーションに提出する。総務ワークステーションにて書面をチェックし、「しょむ2」経由で給与システムに反映させる。 2) 県立学校所属の教職員： 本人が届出を事務局に提出すると、事務担当者等がチェックする。チェック後「しょむ2」に入力し、事務長の承認の後、当該データが給与システムに反映される。 3) 小中学校の教職員：

¹³

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NGT/govtech/20050413/159053/?ST=govtech&mkjb&P=1>
に導入時の初回概要が記載されている。

区分	主な業務フロー
	本人が届出を事務局に提出すると、事務担当者がチェックする。支給要件を満たした場合は、給与システムへ入力する。
各種手当の支給 (本人申請以外の手当)	1) 管理職手当： 教育機関及び県立学校教職員分は教育総務課が、小中学校教職員の分は各教育事務所が入力している 2) 地域手当： 給与システムで計算する。
期末・勤勉手当	本手当は下記により計算され、支給される。 「①基礎額 × ②支給率(勤勉手当は成績率) × ③在職期間別支給割合」 ① 基礎額は給与月額、扶養手当、地域手当等、給与システムに登録されている額で計算する。 ② 支給率は条例等で決められており、給与システムに登録されている料率で計算される。 ③ 在職期間別支給割合は、採用・退職に係る控除期間は給与システム登録、育休・休職等の除算期間については、しょむ2に入力されているデータが給与システムへ連絡され、在職期間を計算する。 ただし、しょむ2未導入の小中学校所属教職員については除算期間も給与システムへ入力する。
退職手当	教職員の所属部門で退職手当の計算書類が作成され、小中学校については教育事務所のチェックを受けた後、県立学校については直接福利課に資料が回る。 福利課でも再チェックを実施した後、教育事務所等へ令達し、令達先の機関で支給額を振込処理する。また、本庁職員、千葉市立小中学校等の職員分は、福利課において処理をする。

図表番号 2-2-9 本人申請手当の入力先等

所属先	申請者の入力先	申請チェック先	チェック後の処理
本庁及び教育機関（学校以外）の職員	しょむ2	総務ワークステーション	「しょむ2」経由で給与システムに反映
県立学校の教職員	なし	各学校の事務局等	「しょむ2」経由で給与システムに反映
小中学校の教職員			給与システムに反映

(出所) 教育総務課からの入手資料

(注1) 県立学校には県立千葉中学校、及び県立の特別支援学校が含まれる。

(注2) 小中学校の区分には市立習志野高等学校（定時制）や市立特別支援学校が含まれる。

このように所属先により業務の流れが異なるのは、①「しょむ2」端末がないこと、②

学校の場合校長が任定権者である事から、認定事務が本庁等とは異なることが理由として挙げられる。

3 監査の範囲

(1) 検討対象と抽出方針

平成 22 年度に支給された人件費は大別すると、①毎月の給与（付随して支給される各種手当を含む）、②6 月及び 12 月に支給される期末・勤勉手当、③退職手当、及び④恩給費・扶助費になる。

これらを以下の方針で抽出することとした。いずれも発生金額の妥当性のみ検討対象とし、社会保険料・所得税等控除金額は検証対象からは外している。

図表番号 2-2-10 サンプル抽出方針

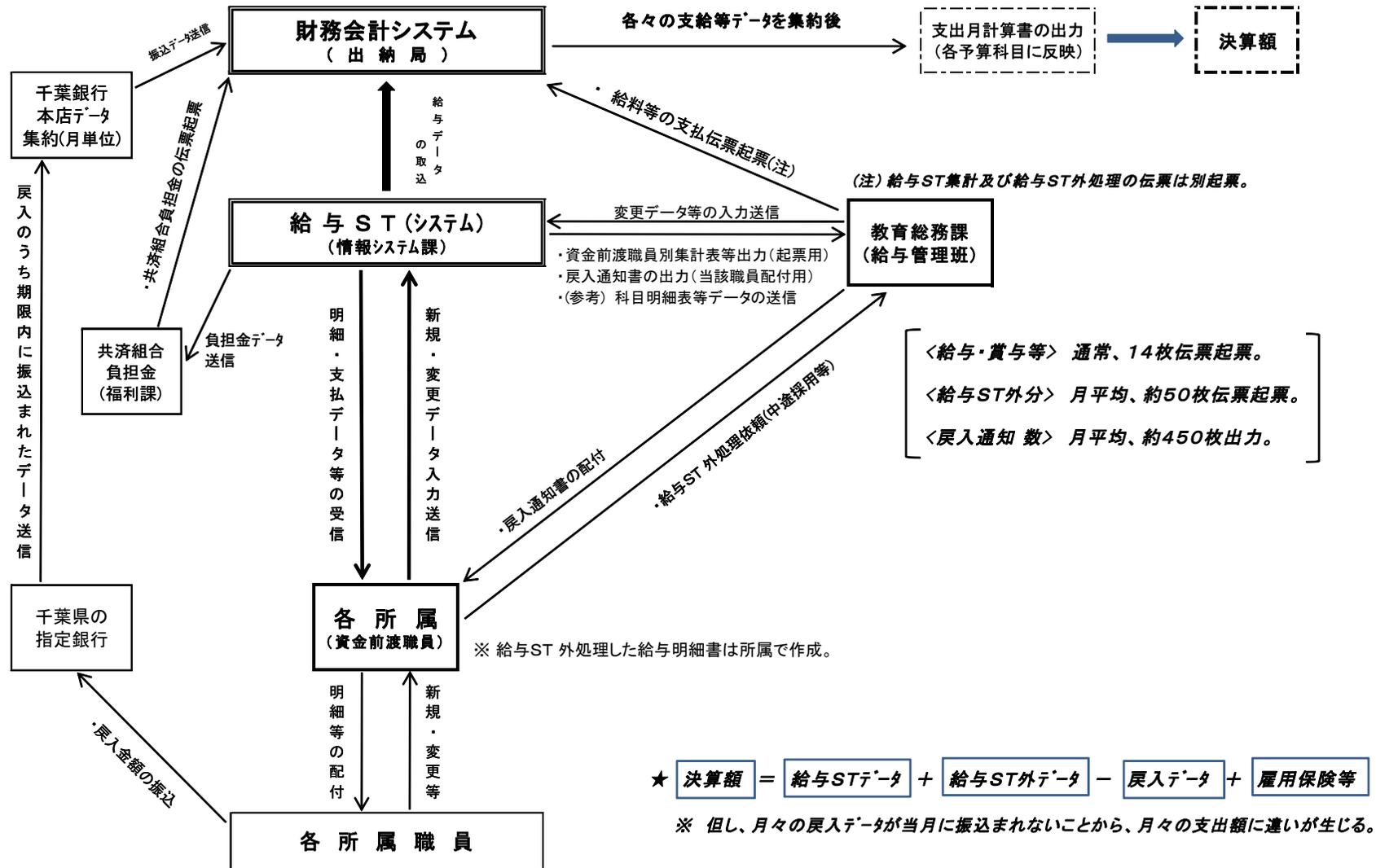
区分	具体的な抽出方針	備考等
① 毎月の給与（付随して支給される手当含む）	平成 22 年 12 月支給給与から抽出	給与コードで異なる区分毎（例：高校・特別支援学校、小中学校教員、研究職・学芸員など）に区分の上抽出
② 期末・勤勉手当	平成 22 年 12 月支給の期末・勤勉手当から抽出	上記給与で抽出した人員と同じ人員で検証
③ 退職手当	平成 22 年度退職手当支給者から抽出	退職事由（自己都合、定年など）毎に区分の上抽出
④ 恩給・扶助料等	平成 22 年度支給者全員から抽出	異なる区分（例：小学校、中学校等）毎に区分の上抽出

また、図表番号 2-2-11 にあるように、①毎月の給与②6 月及び 12 月に支給される期末・勤勉手当については、教育総務課が入力している分以外に、各所属（例：高等学校、小中学校、教育事務所等）などで入力・反映させている部分があるが、今回は教育総務課所掌の取引についてサンプル検討することとした。

なお、教育職員に係る不利益処分申立（審査請求）事件のうち、長期にわたり給料が過小支給されていた事例が含まれていた（平成 20 年審甲第 2 号）。本案件は平成 23 年 2 月 15 日に人事委員会からの判定が出ているが、教育委員会からは以下のような回答を受けている。

- 発生原因は複雑な給与制度であったこと及び過去の制度改正の適用漏れだったことにより発見が遅れたためである。
- 人事委員会からの判定が出た後、同様の事例がないか、庁内において再度、制度適用の徹底を図ったところである。

図表番号 2-2-11 給与ST (システム) DB (データベース) から財務会計システムへの月例データの基本的な流れ



(出所) 教育総務課より入手

(2) 抽出サンプル数

具体的な抽出サンプルは以下の通りである。

ア 平成22年2月度支給の給与、期末勤勉手当等

小学校、中学校等といった所属別にランダムサンプリングを実施し、図表番号 2-2-12 の 19 名（データ件数は 24 件で、戻入等を含む。）を抽出した。母集団は平成 24 年度支給の給与手当、期末勤勉手当等である（データ件数：43,054 件、給与総額：15,357,589 千円）。

図表番号 2-2-12 給与及び期末勤勉手当サンプル

No.	所属	職種
1	小学校	行政職
2	高等学校	行政職
3	高等学校	教育職
4	特別支援学校	教育職
5	特別支援学校	教育職
6	特別支援学校	教育職
7	小学校	教育職
8	小学校	教育職
9	小学校	教育職
10	小学校	教育職
11	中学校	教育職
12	小学校	教育職
13	博物館	研究職
14	博物館	研究職
15	小学校	医療職
16	小学校	医療職
17	高等学校	船員
18	高等学校	船員
19	教育委員会事務局	行政職

(出所) 教育総務課から入手した資料を基に作成

イ 退職手当

退職手当のサンプルは、平成 22 年度の退職者の中から退職事由ごとにランダムサンプリングを実施し、以下の 11 名を対象とした（データ件数：4,603 件、退職手当総額：43,262,150 千円）。

図表番号 2-2-13 退職手当サンプル

件数	退職事由	学校種別
1	勸奨	中学校
2	勸奨	小学校
3	公務外死亡	小学校
4	公務外死亡	小学校
5	自己都合	小学校
6	自己都合	中学校
7	定年	事務局
8	定年	県立高校
9	定年	小学校
10	定年	小学校
11	定年	中学校

(出所) 福利課から入手した資料を基に作成

ウ 恩給・扶助料等

恩給・扶助料等のサンプルは平成 22 年度に支給した区分ごとにランダムサンプリングを実施し、合計で 13 名の方の金額検討を実施した（件数 221 件、合計額 272,082 千円）。

図表番号 2-2-14 恩給費及び扶助費サンプル

区分	恩給費	扶助費
小学校	2 名	2 名
中学校	2 名	2 名
高校	1 名	1 名
その他（事務局等）	1 名	2 名
計	6 名	7 名

(出所) 福利課より入手したデータから抽出

4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育業務連絡指導手当

教育事務に従事する職員の特殊勤務手当には「教育業務連絡指導手当」（以下、「主任手当」という。）があり、以下の要件で支給されている。なお、平成 22 年度における対象者は約 6,000 人のため、年間約 288,000 千円（＝日額 200 円×20 日/月×6,000 人×12 ヶ月）が支給されている計算となる（概算）。

図表番号 2-2-16 教育業務連絡指導手当の概要

名称	対象業務（作業）等	支給額
教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務で困難性を有するものとして人事委員会の定める職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき。	日額 200 円

（出所）千葉県人事委員会事務局給与課「給与の知識」平成 23 年 4 月

該当者（人事委員会の定める職務を担当する教諭）をみると、修学旅行等の引率や終日休暇取得日以外の勤務日に支給されている。

日常の管理としては、教育業務連絡指導手当の支給対象者について、実績簿に出欠状況を記録し、月次で集計が行われている。実績簿の記録を見ると、手当の対象となる連絡業務等の実施状況の記録はないが、主任として学校に勤務している限り連絡調整等の業務が生じているとの判断で支給対象となっている。

主任等の制度化は、「主任等が積極的に学校運営に協力し、教育活動が円滑かつ効果的に展開されることを期待したものであり、主任手当の支給は、主任等の職務の重要性にかんがみ、これを給与上評価し、教員給与について優遇措置の一環として行ったもの」とされている¹⁴。現状の主任手当の支給状況をみる限り、必ずしも当該制度の趣旨に沿ったものとはいえない面が見受けられる。

千葉県における支給額は日額 200 円となっており、日額制を採用している他県と比較し平均的な支給額¹⁵となっているものの、他の都道府県において、例えば東京都、神奈川県及び大阪府のように当該手当の廃止等が行われている地方自治体もあり、主任制度と主任手当の支給との関係について、今後見直しのための検討を行う必要があると考える。

¹⁴ 文部省初等中等教育局長通知「主任制度及び手当支給の趣旨の徹底について」より抜粋。

¹⁵ 長野県では日額手当額の引下げが行われている。福井県のように日額 210 円を支給しているところもある。

(2) 恩給費・扶助費の計算

恩給費と扶助費は、個人別に2つの書類が作成される。具体的な名称、内容等は以下のようになっている。

図表番号 2-2-17 恩給費と扶助費に係る書類

名称	内容	機能
① 普通恩給台帳・扶助料台帳	手書台帳	個人別の恩給費や扶助料の計算根拠が記入、更新されている。 個人別に、受給開始年度から現在に至る主な改定履歴が記載されている。
② 恩給原票・扶助費原票	システムからの出力資料	各人別の「假定棒給年額」や「支給率」といった基礎数字と、年間予定支払額、及び、四半期ごとの支払予定額が記入されている。 毎年、個人別に作成される

(出所) 福利課より入手した資料を基に作成

恩給・扶助料等は、図表番号 2-2-17 の①にて各種計算基礎が記載されており、当該台帳で支給額が手計算され、その結果である年間支払額及び四半期ごとの支払額が②に登録されている。

このうち、①の台帳についてはいつ、何を原因に(例:法律改正等)、計算基礎となる「假定棒給年額」や「支給率」を改定したかを示す履歴が記入されているが、それぞれの根拠は決裁した年度の文書として保管されている為、当該履歴が適切な更新となっているか否かは検証できる状態になかった。

例えば、多くの恩給受給者は受給開始から複数回に渡って金額の改定を受けている(ある恩給費受領者(昭和35年から支給開始)の場合、最初の「假定棒給年額」から今の「假定棒給年額」になるまでに29回改定されている)が、各改定が適切に実施されているかどうかはその時の決裁文書までさかのぼる必要がある為、検証できなかった。

また、「他の年金を受給しているため一部減額されている」と回答を受けた扶助料があったが、当該他の年金を受給している裏付けは金額決定時の文書に添付されている事から、調査時点では検証できなかった。

恩給も扶助料も、長期にわたり支給される金銭の為、一旦決定した「年間支払額」に誤りがあると、長期にわたり当該誤支給が継続されてしまう。このため、裏付けとなる根拠資料の一元的な保管が望まれる。

(3) 給料及び諸手当の戻入等

平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入、戻入取消等は、図表番号 2-2-18 に記載の通りである。

図表番号 2-2-18 平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入等

(単位：千円)

	事務局費	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
給料	△64	△9,384	△2,194	△926	△2,506	△15,074
地域手当	△5	△711	△179	△86	△209	△1,189
通勤手当	△218	△3,444	△1,631	△903	△508	△6,704
扶養手当	-	△769	△364	△298	△484	△1,914
住居手当	△28	△62	△8	△34	0	△133
教員特別手当	-	△14	△7	△2	△3	△27
へき地手当	-	△4	-	-	-	△4
定時制通信制手当	-	-	-	△32	-	△32
特殊勤務手当	-	△220	△171	△56	△7	△454
時間外手当	△147	△14	△28	△13	△6	△208
期末勤勉手当	△89	△2,757	△1,434	△919	△1,511	△6,710
計	△551	△17,378	△6,016	△3,269	△5,234	△32,449

(出所) 千葉県教育総務課より入手した資料を基に作成

図表番号 2-2-18 の戻入等が発生する原因を「図表番号 2-2-11 給与 S T (システム) DB (データベース) から財務会計システムへの月例データの基本的な流れ」との関係で教育総務課に確認依頼したところ、下記①～③のケースが考えられるとの回答を得た。

- ① 所属職員からの「新規・変更等」の届出の遅れ
- ② 所属からの給与 S T への「新規・変更データ入力送信」の遅れ・入力誤り
- ③ 所属からの「給与 S T 外処理依頼」の遅れ

また、戻入の振込が適時に職員から行われているかという観点から、図表番号 2-2-18 の内訳明細より 33 件サンプルを抽出し確認したところ、図表番号 2-2-19 に示す結果が得られた。

33 件中 4 件は制度上やむをえないもので、また別の 4 件は事前処理が困難なためやむをえないものであり、残りの 25 件は上記の①～③に関連する内容であった。今後の改善が望まれる。

図表番号 2-2-19 平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入額のサンプルチェック

(単位：千円)

No	給料	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	へき地 手当	定通 手当	住居 手当	教員特 別手当	期末 手当	勤勉 手当	月額特 勤手当	日額 手当	時間外 手当	備考
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 21	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 23	
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 32	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 24	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 31	
6	△ 413	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 68	-	
8	△ 1,155	△ 81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	△ 150	△ 11	-	△ 15	-	-	-	△ 3	-	-	-	-	-	
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 210	-	-	-	
11	△ 1,211	△ 85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 252	-	-	-	
13	△ 410	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 72	-	
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 219	-	-	-	
16	-	-	-	-	△ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 22	-	
18	△ 173	△ 13	△ 8	△ 2	-	-	△ 2	△ 4	-	-	-	-	-	(注 2)
19	-	-	-	△ 298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 27	-	
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 286	-	-	-	

No	給料	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	へき地 手当	定通 手当	住居 手当	教員特 別手当	期末 手当	勤勉 手当	月額特 勤手当	日額 手当	時間外 手当	備考
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 260	-	-	-	
23	-	-	-	-	-	-	△ 34	-	-	0	-	-	-	
24	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 264	△ 177	-	-	-	(注 2)
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 17	-	
26	-	-	-	-	-	△ 32	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
27	-	△ 10	△ 144	-	-	-	-	-	△ 50	-	-	-	-	
28	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 229	△ 94	-	-	-	
29	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 202	△ 139	-	-	-	(注 2)
30	-	△ 7	△ 104	-	-	-	-	-	△ 36	-	-	-	-	
31	△ 415	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
32	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 108	-	-	-	-	
33	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 225	△ 155	-	-	-	(注 2)
計	△ 3,928	△ 293	△ 256	△ 314	△ 4	△ 32	△ 36	△ 7	△ 1,115	△ 1,792	-	△ 206	△ 131	
その他	△ 11,146	△ 896	△ 1,658	△ 6,390	-	-	△ 97	△ 20	△ 3,803		△ 248		△ 77	
合計	△ 15,074	△ 1,189	△ 1,914	△ 6,704	△ 4	△ 32	△ 133	△ 27	△ 6,710		△ 454		△ 208	(注 3)

(出所) 千葉県教育総務課より入手した資料を基に作成

(注 1) 平成 22 年 11 月に勤務しなかった事による平成 22 年 12 月の戻入で、制度上やむをえないもの (4 件)。

(注 2) 事前処理が困難なため、やむをえないもの (4 件)。

(注 3) 図表番号 2-2-18 参照。

第3 ファシリティ・マネジメント

1 千葉県におけるファシリティ・マネジメント

(1) 政策の実施状況

平成 22 年策定された総合計画「輝け！ちば元気プラン」の基本構想編においては、環境保全・持続可能性の視点から、資源循環型社会の構築を目指すために、公共の建物等についての予防的修繕による延命化の取組みの必要性が位置づけられている。

これを受けて、今後 3 年間で重点的に取り組む政策・施策を整理した実施計画編において防災基盤の整備の項目の一つとして、計画的かつ重点的な耐震化の実施が掲げられている。

併せて、同時期に計画された「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」の行政改革計画の具体的取組として「③県庁のポテンシャルの最大化ー 資産改革（ファシリティマネジメントの推進）（イ）社会資本に係るライフサイクルコストの低減」として、県の保有する庁舎等の建築物についての維持管理費用の抑制や平準化及び長寿命化に向けた取組が示されている。

これらを前提として、平成 23 年 12 月に「千葉県県有施設長寿命化指針」（以下、「指針」と言う。）が公表され千葉県においてもようやくファシリティ・マネジメント（FM）の導入が正式に実行に移されようとしている。¹⁶

(2) 教育財産の現状

ア 「指針」における教育財産

「指針」においては、長寿命化の対象とする施設を以下のように限定している（以下、「指針対象施設」と言う）。

- ① 鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S）で延床面積が 200 平方メートル以上の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

「指針対象施設」のうち教育委員会（教育庁）所管施設の建築年度別一覧表によれば、図表番号 2-3-1 に示すように建築後 30 年以上を経過した施設の面積割合が併せて 62.7%を占めているとされる。そして、古い建築物の延床面積は県有施設全体では、昭和 53 年度から昭和 55 年度にかけて大きなピークがあり、この前後が教育委員会所管施設が多いとされている。¹⁷

つまり、県有施設のうち古い施設は教育委員会所管のものが多くを占めていることを示しているのである。

¹⁶ 昭和 62 年 11 月に任意団体として日本ファシリティマネジメント協会が発足し、平成 8 年社団法人化され日本ファシリティマネジメント推進協会が設立した頃から、民間企業では FM が注目され、徐々に浸透していったが、地方公共団体においては、平成 12 年に三重県において最初の導入がなされ、平成 13 年青森県、その後、東京都、神奈川県、北海道、京都府など先進自治体に導入されている。その後「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月 22 日公布、平成 21 年 4 月本格施行）が施行され、その動きは加速し始めている。

¹⁷ 「指針」4 ページの記述による。

図表番号 2-3-1 「指針対象施設」の建築年度別一覧表（教育委員会所管）

経過年数	延床面積（㎡）	棟数	面積割合
50年以上	17,451	12	0.8%
45年以上	142,672	80	6.2%
40年以上	351,646	166	15.2%
35年以上	332,514	195	14.4%
30年以上	602,824	304	26.1%
25年以上	472,587	250	20.4%
20年以上	153,305	133	6.6%
15年以上	120,724	77	5.2%
10年以上	67,534	38	2.9%
5年以上	25,067	19	1.1%
0年以上	25,236	20	1.1%
合 計	2,311,559	1,294	100%

（出所）「指針」表 I-2-1 施設対象施設の部局別、建築年度別一覧表による。

（平成 23 年 3 月末現在）

イ 教育財産の建築年度の推移

「指針」の分析の対象とする「指針対象施設」においては、構造や用途に限定がされているので、本項では公有財産台帳に登録されている教育委員会所管の全ての教育財産について対象とする。

図表番号 2-3-2 は、全ての建物についてその建築年度毎の推移（登録物件単位、延床面積単位、構造別単位）を示したものである。

なお、1960年以前建築の建物としては以下のものが存在している。

- ・1910年 佐倉高校普通教室棟管理等（台帳上の標記）¹⁸（木造）
- ・1911年 東金高校記念館及び茶室（木造）
- ・1921年 成東高校柔剣道場（木造）
- ・1927年 千葉高校講堂（鉄筋コンクリート造）
- ・1930年 旧安房南高校（記念館、柔道場、管理棟、昇降口、講堂）（木造）
- ・1951年 千葉女子高校体育館、君津青葉高校特別教室（作法室・資料室）
- ・1954年 君津青葉高校実習棟（台帳上は農具室）（木造）
- ・1955年 佐原高校物置（木造）
- ・1957年 千葉高校図書館（鉄筋コンクリート造）、旧安房南高校体育館（木造）
- ・1958年 千葉女子高校松籟会館、旧印旛高校鶏舎（いずれも木造）
- ・1959年 旧安房南高校応接室（木造モルタル造り）、旧安房南高校書庫（ブロック造）、君津青葉高校梅ヶ瀬実習場演習林宿舎（木造）

ウ 教育財産の用途別構成

教育財産の用途別構成は、図表2-3-3の通りである。

図表2-3-3によれば、教育財産の過半数は校舎であり、そのほとんどは堅固な造りとなっているが、2棟の木造、1棟の木造モルタル、6棟の簡易建物が存在している。

また、校舎等全体としては、72棟の木造、1棟の木造モルタル、56棟の簡易建物が存在している。

一方その他施設は全体の延床面積では3.12%と小さい割合であるが、45棟の木造倉庫が存在している。

¹⁸ 記念館として国の登録有形文化財に指定されている。

図表 2-3-3 教育財産の用途別構成

施設名	件数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	構 造								
				木 造	木 造 モ ル タ ル	鉄筋 コン クリ ート 造	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造	石 造	ブ ロ ック 造	金 属 造	合 成 樹 脂 造	簡 易 建 物
会館・ ホール	10	9,796.49	0.45	1		5	3			1		
管理棟	100	248,183.64	11.37	3		84	4		1	7		1
寄宿舎	13	14,185.05	0.65			10	2			1		
詰所	3	92.10	0.00	1						1		1
休憩所	2	59.40	0.00			1				1		
競技場	7	3,931.88	0.18			5	2					
訓練所	8	2,801.19	0.13			7			1			
研修所	31	17,052.67	0.78	4		25	2					
公舎	8	758.01	0.03	7					1			
更衣室	56	6,040.52	0.28	6		15	11		16	3		5
校舎	490	1,177,205.52	53.95	2	1	411	33	1	13	23		6
講堂	4	3,256.67	0.15	1		2	1					
合宿所	30	12,901.48	0.59	2		11	15			1		1
作業場	54	6,641.08	0.30	2		1	20		6	12		13
試験・ 研究棟	7	9,849.07	0.45			3	2			1		1
実習棟	245	120,369.07	5.52	12		65	121		14	23		10
集会所	2	576.75	0.03			1	1					
宿舎	2	146.21	0.01	2								
宿泊所	8	2,822.42	0.13			2	4			1		1
食堂	35	14,325.50	0.66	2		7	19		1	4		2
図書館	4	3,606.38	0.17			4						
体育館	235	339,914.50	15.58	3		174	52		1	5		
貸付財 産（試 験・研 究棟）	29	4,273.35	0.20	1		6	13		8			1

施設名	件数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	構 造									
				木 造	木 造 モ ル タ ル	鉄筋 コン クリ ート 造	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造	石 造	ブ ロ ッ ク 造	金 属 造	合 成 樹 脂 造	簡 易 建 物	
庁舎・ 事務所	29	10,020.32	0.46			14	12			1	1		1
展示棟	2	523.52	0.02	1							1		
店舗	2	125.40	0.01	1			1						
渡り廊 下・ 通路	82	12,103.24	0.55	1		50	25				5		1
道場	101	52,587.41	2.41	10		65	15		1	7			3
部室	279	37,549.31	1.72	7		30	16	3	208	7			8
便所	64	1,958.92	0.09	3		18	7	1	34				1
浴槽	4	134.65	0.01				1	1	2				
校舎等 合計	1,946	2,113,791.72	96.88	72	1	1,016	382	6	308	105	0		56
温室	150	25,134.39	1.15				81			62			7
下水処 理施設	14	1,326.28	0.06			13			1				
観測 局舎	1	16.86	0.00			1							
機械・ 設備室	317	10,367.29	0.48	8		146	23		125	5			10
車庫	20	1,583.85	0.07				12		1	7			
倉庫	372	17,164.90	0.79	45		42	53	2	105	37	2		86
堆肥舎	15	2,459.32	0.11			1	10		3	1			
貯蔵庫	33	947.77	0.04	2		6	3		20				2
動物舎	37	8,180.38	0.37	3			17		1	16			
物置	26	932.51	0.04	3		3	5		11	2			2
その他 施設合 計	985	68,113.55	3.12	61	0	212	204	2	267	130	2		107
総合計	2,931	2,181,905.27	100.00	133	1	1,228	586	8	575	235	2		163

(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況による。

(4) 将来コストの推計

ア 「指針」の考え方

「指針」においては、今後建物の目標とする使用年数を 65 年（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、及び鉄骨造¹⁹）として利用するものと考えている。

建替える場合の校舎の新築コストは以下のように見積もっている。

- ・校舎 建替費用 205,950 円（㎡当たり）、解体費用 31,300 円（㎡当たり）
合計 237,250 円（㎡あたり）²⁰

また、維持管理するための年間光熱水費及び保守管理費は以下のように見積もっている。

- ・校舎 光熱水費 1,200 円（㎡当たり）、保守管理費 500 円（㎡あたり）
合計 1,700 円（㎡あたり）²¹

イ 将来建替コストの推移

上記コストの適否はさておき、上記金額を基に現行の校舎等の建替にかかる将来費用を見積もることとする。

このとき以下の前提を置くこととする。

- ・建替のための費用は「指針」で示した費用 237,250 円（㎡あたり）を用いる。
- ・対象とする施設は、規模や構造に限定を定めず、「校舎等」で対象とした施設の延床面積を用いる。
- ・現行の「校舎等」には様々な構造があるが、一律に建築年月日から目標使用年数を加えた年度に耐用年数を迎え、この時期に建替を行うこととする。
- ・推計においては、「指針」の定める使用年数 65 年（ケース 1）だけでなく、通常の校舎の法人税法上の耐用年数 47 年を使用年数とする（ケース 2）の 2 通りを実施する。
- ・既に使用年数を迎えた施設は 2012 年度の建替対象とする。

以上の前提条件を基に、今後建替に必要とされるコストの推移を示すと以下のようになる。

¹⁹ 鉄骨造の建物は、維持管理の経緯等により劣化の度合いが大きく異なるが、鉄筋コンクリート造等と同様の使用年数を目標としていることに注意。

²⁰ 「平成 17 年度版 建築物のライフサイクルコスト」に基づいて算定している。

²¹ 千葉県実施の調査結果による。

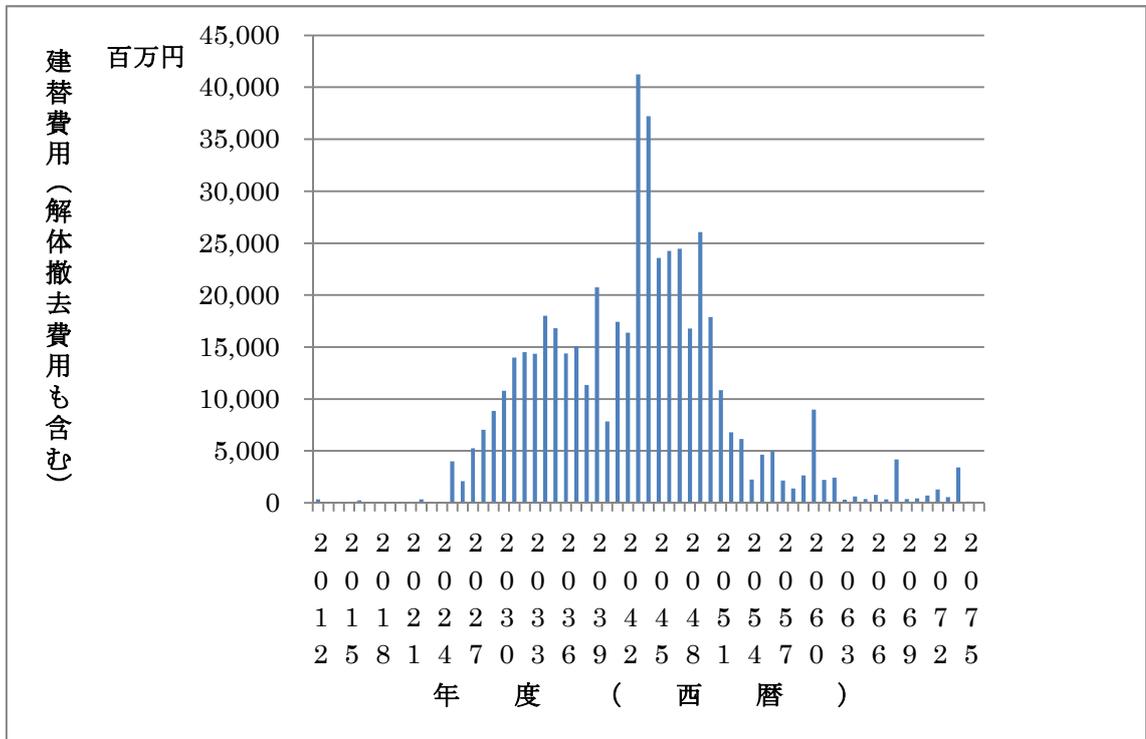
① ケース 1

ケース 1 は、既存の施設の使用年数を 65 年として、建替時期毎に同規模の施設を新築する場合の年度毎の建替費用の推移を示したものである。

これによれば、古い木造等で既に使用年数が到来しているものの建替費用として既に 2012 年度に 3 億 4,400 万円程度が必要とされ、その後 2016 年度に 2 億 4,300 万円程度、2019 年度に 1,600 万円程度と続いた後、2022 年度から建築が続き、2043 年にピークを迎え 412 億 5,300 万円程度が必要となる。そして、全ての施設を建替えるには 5,015 億円程度の費用が必要となる。

もちろん、現在の少子高齢化により順次縮小や統合化が図られること、「校舎等」には渡り廊下・通路等が含まれることからこれほどのコストが必要とされるとは考えられない。しかし、その一方で、現行の施設のうち 53.95%の延床面積が校舎であること、現状の維持管理手法では目標とする使用年数 65 年まで耐えられる構造の施設は少ないこと、木造、簡易建物等耐用年数の小さい施設がかなり存在すること、既に使用年数を超えた施設が存在すること等を勘案すると、教育施設全体としての今後の建替にかかる長期計画が必要とされ、しかもそれが喫緊の課題であると想定される。

図表番号 2-3-4 ケース 1



(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況の「校舎等」の延床面積に、新築コスト単価 237,250 円を乗じて求めている。

② ケース 2

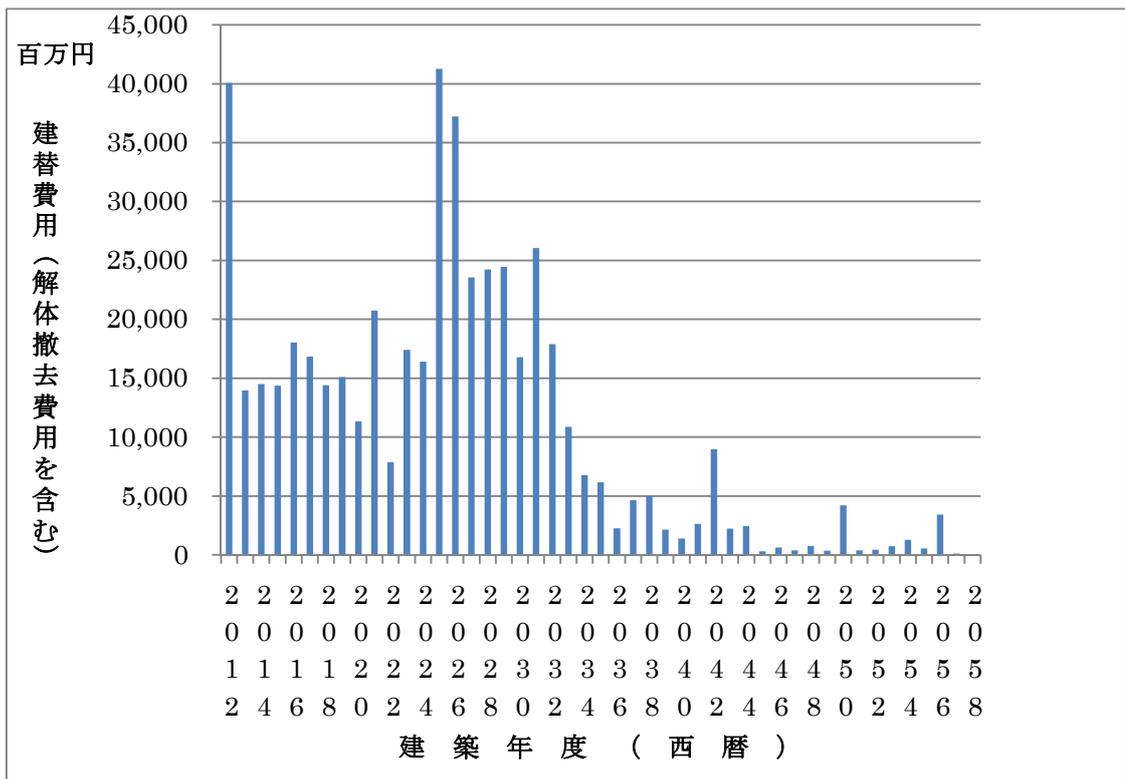
ケース 1 はあくまで今後十分な維持管理を行った場合の目標たる使用年数 65 年を基に想定したものであり、既存の施設に単純に適用することは困難である。

このため、法人税法上の耐用年数 47 年を使用年数と仮定して、既存施設の建築年度を基に、建替年度の推移を示したものがケース 2 である。

これによれば、既に使用年数を超えた施設の建替年度として 2012 年に 400 億円程度が必要とされ、その後も毎年 100 億円以上が必要とされ、2025 年にピークを迎え 412 億 5,300 万円程度が必要となる。

現行教育財産の維持管理は、予算的制約の中で「対症療法」的修繕に留まり、当面の優先課題として耐震対策を実施している状況を考えると、このままでは対応困難な状況が発生しかねないことが懸念される。

図表番号 2-3-5 ケース 2



(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況の「校舎等」の延床面積に、新築コスト単価 237,250 円を乗じて求めている。

ウ 維持管理費用の推計

同様に、「指針」に示されている維持管理費用 1,700 円（㎡あたり）に、現行の「校舎等」の延床面積 2,113, 791.72 ㎡を乗じた金額 3,593,445,924 円が毎期費やされる費用であると想定される。

2 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 維持管理計画書の作成

「指針」によれば、「施設の有する機能や性能を良好な状態で長期的に使用するためには、事後的な保全から計画的かつ予防的な保全に転換する必要がある。」²²とされ、このため、施設の基本的な情報及び性能状況を把握し長期保全のための維持管理計画書の作成が求められている。

このためには施設の基本情報や建築後の修繕履歴等の維持管理情報を収集し、これをデータベース化することが第一の課題となる。

現在当該計画書作成のための「維持管理計画書作成ガイドライン」が公表されていない状況であるが、教育財産の抱える現状を考えると、その対応を急ぐ必要がある。

また、既存の教育財産のうちで木造等や建築年度の古い財産については、将来の入学生徒の動向を踏まえ、歴史的価値のあるものとして保存する場合を除き、早急に建替等の対応が望まれる。

ケース 1 では、来年度以降毎期数億円程度の費用がかかり、2043 年には単年度負担費用はピークとなり、400 億円程度が見込まれる。

ケース 2 では、来年度既に 400 億円程度の費用が必要とされ、2025 年には単年度負担費用ピークとなり、400 億円程度が見込まれる。

ケース 1、ケース 2 いずれも、総額で 5,000 億円程度が必要とされる。

少子高齢化に伴い、必ずしもこれまでの規模の教育財産は必要とされない可能性は高いと言えるが、上記 5,000 億円という金額は今後一つのベンチマークとして、各種政策の判断基準とされるべきであろう。

今後は、上記分析を踏まえ教育財産全体の維持管理や建替のための長期計画の立案が望まれる。

²² 「指針」16 ページ参照。

(2) 浄化槽設備の見直し

現在学校等において浄化槽を使用しているところは以下の通りである。

・高等学校・・・63校

土気、八千代西、船橋啓明、船橋二和、船橋古和釜、船橋法典、船橋豊富
船橋北、国分、市川東、市川南、市川昴、浦安南、鎌ヶ谷、鎌ヶ谷西、松戸国際
松戸六実、松戸馬橋、松戸向陽、柏、柏南、沼南、沼南高柳、流山北、野田中央
関宿、我孫子東、白井、成田西陵、下総、富里、佐倉東、佐倉西、八街、佐原白揚
小見川、多古、旭農業、東総工業、匠瑳、松尾、成東、大網、九十九里、一宮商業
大多喜、大原、岬、勝浦若潮、長狭、安房拓心、安房、館山総合、校舎)、天羽、
君津商業、君津、上総、君津青葉、市原、鶴舞桜が丘、京葉、市原緑、姉崎

・特別支援学校・・・17校

八千代特支、船橋特支、市川特支、松戸特支、つくし特支、柏特支、流山高等学園
野田特支、富里特支、香取特支、銚子特支、八日市場特支、東金特支、長生特支
夷隅特支、安房特支、市原特支

これらの学校の所在地域の公共下水道普及率は以下の通りである。

図表番号 2-3-6 浄化槽使用学校と下水道普及率の関係

自治体名	下水道普及率	浄化槽使用学校
千葉市	97.2%	土気
八千代市	92.1%	八千代西、八千代特支
船橋市	73.2%	船橋啓明、船橋二和、船橋古和釜、船橋法典、 船橋豊富、船橋北、船橋特支
市川市	69.3%	国分、市川東、市川南、市川昴、市川特支
浦安市	99.6%	浦安南
鎌ヶ谷市	55.0%	鎌ヶ谷、鎌ヶ谷西
松戸市	80.5%	松戸国際、松戸六実、松戸馬橋、松戸向陽、 松戸特支、つくし特支
柏市	88.0%	柏、柏南、沼南、沼南高柳、柏特支
流山市	73.3%	流山北、特支流山高等学園
野田市	57.7%	野田中央、関宿、野田特支
我孫子市	81.4%	我孫子東
白井市	86.6%	白井
成田市	72.6%	成田西陵、下総
富里市	49.9%	富里、富里特支
佐倉市	91.7%	佐倉東、佐倉西
八街市	25.9%	八街

自治体名	下水道普及率	浄化槽使用学校
香取市	29.3%	佐原白楊、小見川
多古町	公共下水道の計画区域なし	多古
銚子市	45.4%	銚子特支
旭市	8.6%	旭農業、東総工業
匝瑳市	公共下水道の計画区域なし	匝瑳、八日市場特支
山武市	公共下水道の計画区域なし	松尾、成東
大網白里町	45.2%	大網
九十九里町	公共下水道の計画区域なし	九十九里
一宮町	公共下水道の計画区域なし	一宮商業、長生特支
大多喜町	公共下水道の計画区域なし	大多喜
いずみ市	公共下水道の計画区域なし	大原、岬、夷隅特支
勝浦市	公共下水道の計画区域なし	勝浦若潮
鴨川市	公共下水道の計画区域なし	長狭
南安房市	公共下水道の計画区域なし	安房拓心
館山市	10.6%	安房、館山総合、館山総合（水産校舎）、安房特支
富津市	12.6%	天羽、君津商業
君津市	49.7%	君津、上総、君津青葉
市原市	58.6%	市原、鶴舞桜ヶ丘、京葉、市原緑、姉崎、市原特支
神埼町	公共下水道の計画区域なし	香取特支
東金市	41.5%	東金特支

(注) 下水道普及率は平成 23 年 3 月末日現在のものである。

これらの学校が浄化槽を未だ使用している理由として、公共の下水道（処理施設）に接続していないため、校内の汚水を自力で浄化する必要があることとされている。このため、古い浄化槽設備を含め修繕を繰り返し使用しているとのことである。

しかし、上記において公共下水道が普及している地域において、公共下水道と接続が可能であれば、一時的に公共下水道接続工事に負担はかかるとしても、長期的には、浄化槽の維持管理のための定期的な保守点検費用、汚泥処理費用、浄化槽法第 11 条にかかる法定検査手数料やブロー（浄化槽に空気を送り込む装置）の電気代などの費用が節減できることになる。

また、下水道施設の整備が完了し公共下水道が供用開始となった地域では、下水道法第 10 条に基づき下水道への接続が義務付けられている。

このため、修繕費等のコスト削減のためにも、上記浄化槽使用施設において、公共下水道接続の可能性について調査を行い、可能であれば順次公共下水道への移行を検討する必要がある。